経 営 強 化 計 画

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 33 条）

２０２４年 ６月

皆様のベストパートナーをめざして

山梨県民信用組合

目　　次

１．前経営強化計画の実績についての総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．経営強化計画の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３．経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
（１）収益性を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）業務の効率性を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４．経営の改善の目標を達成するための方策
（１）経営の現状認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）計画の基本方針及び基本戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
５．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項
（１）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策・・・・・・・・・２０
（２）リスク管理の体制の強化のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（３）法令遵守の体制の強化のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策・・・・・・・・・・・・・・・２７
（５）情報開示の充実のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
６．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策・・・・・・・・・３０
（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策・・３２
７．全信組連による優先出資の引受に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
８．剰余金の処分の方針
（１）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（２）財源確保の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
９．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
（１）経営管理に係る体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
（２）各種のリスク管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
10．経営強化のための計画の前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

１．前経営強化計画の実績についての総括

当組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 33 条第１項の規定に基づく「経営強化計画」（2021 年４月～2024 年３月）を策定し、資本増強による当組合の財務基盤の強化を背景に、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮による中小規模事業者・個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に努めてまいりました。その結果、同計画の実績は、以下のとおりとなりました。

（１）主要勘定

2024 年３月期の預貸金残高は、ゼロゼロ融資の返済本格化により、年間の繰上償還が約 44 億円、また定例償還も約 23 億円にのぼったことから預貸金残高が前期比で大きく減少いたしました。

預金積金残高は、上記影響から前期比 8,943 百万円減少となったものの、計画を 13,374 百万円上回りました。

貸出金残高については、中小規模事業者向け貸出を中心に積極的な資金供給に取組んでまいりましたが、上記影響から同様に、前期比 6,432 百万円減少となったものの、計画を 8,633 百万円上回りました。

（単位：百万円）

	2021/3 期 実績	22/3 期				23/3 期			
		実績	前期比	計画	計画比	実績	前期比	計画	計画比
預金積金（末残）	395,678	399,994	4,316	383,807	16,187	400,328	333	376,130	24,198
預金積金（平残）	402,928	401,504	▲1,424	389,743	11,761	402,786	1,282	379,969	22,817
貸出金（末残）	199,962	201,826	1,864	192,643	9,183	205,308	3,481	191,443	13,865
貸出金（平残）	205,499	199,703	▲5,796	194,131	5,572	201,936	2,232	191,993	9,943

	24/3 期			
	実績	前期比	計画	計画比
預金積金（末残）	391,384	▲8,943	378,010	13,374
預金積金（平残）	400,788	▲1,998	377,070	23,718
貸出金（末残）	198,876	▲6,432	190,243	8,633
貸出金（平残）	200,533	▲1,402	190,793	9,740

（２）収益状況（計画期間３か年累計）

①資金利益

貸出金利息につきましては、県内の中小規模事業者に対する資金の供給を最優先に取組みながら、貸出金利回りの向上に取組んでまいりました。市場金利の上昇などにともない基準金利の見直しを行うとともに、信用格付けに基づくガイドライン金利を目途とする約定金利設定や収益意識の浸透を図ったことから計画を 670 百万円上回りました。

また、有価証券利息配当金につきましては、運用方針に基づき、安全性と市場流動性の高い国債・社債中心に運用してまいりましたが、2023 年度下期には急激な金利上昇から新規運用を見合わせる対応をとったことなどにより、有価証券残高が減少し利息配当金が計画を 39 百万円下回りました。

②当期純利益

当期純利益は、計画期間中に本店本部建物の減損処理や取壊し費用の引当を実施したものの、収益向上・費用削減に向けた取組みから、計画を 234 百万円上回り、３期連続で黒字を確保いたしました。

（単位：百万円）

	2021/3 期 実績	22/3 期 実績	23/3 期 実績	24/3 期 実績	3 年間 累計実績	3 年間 累計計画	計画比
業務純益	2,062	1,076	1,016	1,463	3,556	1,887	1,669
業務収益	4,541	4,443	4,355	4,394	13,192	12,458	734
貸出金利息	3,650	3,469	3,455	3,527	10,452	9,782	670
預け金利息	209	205	194	188	588	588	0
有価証券利息配当金	259	280	263	241	785	825	▲40
役務取引等収益	335	303	284	281	869	1,005	▲136
国債等債券関係	－	38	－	－	38	－	38
業務費用	2,479	3,366	3,338	2,930	9,636	10,572	▲936
預金利息	133	111	106	104	322	360	▲38
役務取引等費用	456	403	362	367	1,133	1,368	▲235
国債等債券関係	166	－	－	256	256	－	256
一般貸倒引当金繰入額	▲1,469	▲150	▲44	▲761	▲956	126	▲1,082
経費	3,196	3,025	2,931	2,928	8,885	8,751	134
（うち人件費）	1,812	1,646	1,644	1,591	4,881	4,926	▲45
（うち物件費）	1,290	1,227	1,142	1,177	3,547	3,546	1
経費（除く機械化関連費用）	2,656	2,378	2,418	2,362	7,158	7,217	▲59
業務粗利益	3,790	3,950	3,904	3,631	11,486	10,764	722
コア業務純益	759	887	972	959	2,818	2,013	805
不良債権処理損失額	10,293	785	1,470	1,230	3,487	1,024	2,463
当期純利益	▲2,862	1,018	248	415	1,682	1,448	234

（３）経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標に対する実績

①収益性を示す指標（コア業務純益）

2024 年３月期のコア業務純益につきましては、基準金利引上げにともない貸出金利息が増加した一方で、下期より有価証券の新規運用を見合わせたことによる同利息配当金の減少や、ＣＬＯ融資の取扱い開始に伴う金融派生商品費用 36 百万円の計上等により、前期比 13 百万円減少したものの、計画を 199 百万円上回りました。なお、計画始期比では 199 百万円上回っております。

引き続き、経費削減及び効率化への取組みを継続するとともに、本業である貸出金の増強を図ることで、コア業務純益の確保に取組んでまいります。

（単位：百万円）

	2021/3期(始期)	22/3期			23/3期			24/3期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
コア業務純益	759	646	887	241	607	972	365	760	959	199

	計画始期からの改善額		
	計画	実績	計画比
コア業務純益	1	199	199

②業務の効率性を示す指標（業務粗利益経費率）

分子となる経費については、前期末比56百万円減少となったものの、計画を39百万円上回りました。一方で、業務粗利益経費率につきましては、分母となる業務粗利益は貸出金利息を中心とした資金利益が計画を上回ったことを主な要因として、計画を115百万円上回ったことから、計画を0.99ポイント下回り達成しております。なお、計画始期からは、5.00ポイント改善いたしました。

引き続き、収益力の強化に向けた取組みの実践のほか、組織態勢や営業体制の更なる見直しなど、生産性の向上に努めることで経営の効率化を図ってまいります。

（単位：百万円、％）

	2021/3期(始期)	22/3期			23/3期			24/3期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
経費(機械化関連費用除く)	2,656	2,506	2,378	▲128	2,388	2,418	30	2,323	2,362	39
業務粗利益	3,790	3,721	3,950	229	3,526	3,904	378	3,516	3,631	115
業務粗利益経費率	70.07	67.34	60.20	▲7.14	67.70	61.95	▲5.75	66.06	65.07	▲0.99

	計画始期からの改善額		
	計画	実績	計画比
経費(機械化関連費用除く)	▲333	▲294	39
業務粗利益	▲274	▲158	115
業務粗利益経費率	▲4.01	▲5.00	▲0.99

（4）中小規模事業者に対する信用供与の円滑化の指標に対する実績

中小規模事業者向け貸出残高及び同貸出比率の目標は、当組合にとって重要な使命と考えており、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による中小規模事業者や個人事業主の皆様方に対する金融支援にスピード感をもって最優先に対応してまいりました。また、引き続きお取引先の本業支援に注力するとともに、貸出金の増強策を着実に実践し、小口多数による融資推進を徹底してまいります。

①中小規模事業者向け貸出残高および比率

前述のとおり、2024年3月期は、ゼロゼロ融資の返済本格化による貸出金残高の大幅な減少が想定されておりましたが、事業者への資金繰り支援に注力し、残高は計画比で153百万円上回りました。また、同比率についても0.13ポイント上回り、達成いたしました。

（単位：百万円, %）

		2021/3 期 (始期)	21/9 期	22/3 期	22/9 期	23/3 期	23/9 期	24/3 期	始期比
貸出残高	計　画		117,690	117,709	11,710	117,804	117,850	117,988	304
	実　績	117,684	116,427	120,209	120,393	122,084	120,234	118,141	457
	計画比		▲1,263	2,500	2,683	4,280	2,384	153	153
総資産	計　画		422,000	416,127	411,000	406,618	406,000	405,753	▲22,331
	実　績	428,084	428,123	431,045	429,746	422,950	424,682	404,552	▲23,532
	計画比		6,123	14,918	18,746	16,332	18,682	▲1,201	▲1,201
貸出比率	計　画		27.88	28.28	28.63	28.97	29.02	29.07	1.58
	実　績	27.49	27.19	27.88	28.01	28.86	28.31	29.20	1.71
	計画比		▲0.69	▲0.40	▲0.62	▲0.11	▲0.71	0.13	0.13

（注）
・中小規模事業者向け貸出比率 ＝ 中小規模事業者向け貸出残高 ÷ 総資産
・中小規模事業者向け貸出とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第１における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業向けＳＰＣ、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出を除外したものです。

②経営改善支援等取組率

ゼロゼロ融資の返済本格化を見越し、お取引先事業者の資金繰りや業況把握に努め、積極的かつ継続的な支援に取組んでまいりました。そのため、2024 年３月期における経営改善支援等の取組実績は、合計で 577 先となり、計画比＋169 先と大幅に上回るとともに、支援取組率についても 4.39 ポイント計画を上回りました。

今後も引き続き、コンサルティング機能の発揮に努め、外部機関・外部専門家と連携したきめ細かな経営相談、早期事業再生等に取組むとともに、担保・保証に過度に依存しない融資促進等へ積極的に取組んでまいります。

（単位：先、%）

	21/3 期 実績 (始期)	22/3 期 実績	23/3 期 実績	24/3 期			
				計画	実績	計画比	始期比
経営改善支援等取組先数	388	462	473	408	577	169	189
創業・新事業開拓支援先	26	37	57	32	60	28	34
経営相談先	189	193	178	185	230	45	41
早期事業再生支援先	39	86	102	45	155	110	116
事業承継支援先	3	19	7	3	3	0	0
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	131	127	129	143	129	▲14	▲2
期初債務者数	4,594	4,661	4,527	4,665	4,394	▲ 271	▲ 200
支援取組率	8.44	9.91	10.44	8.74	13.13	4.39	4.69

２．経営強化計画の実施期間

当組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 33 条第１項の規定に基づき、2024 年４月から 2027 年３月までの経営強化計画を実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じるこ

とが予想される場合には、遅滞なく信用組合業界の中央機関である全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」）を通じて金融庁に報告いたします。

３．経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営強化計画における経営改善の目標を以下のとおりとし、その達成に向けて役職員が一丸となって取組んでまいります。

（１）収益性を示す指標

当組合が、地域の金融機関としてこれからも組合員をはじめ地域の中小規模事業者や生活者をお支えしていくためには、信用組合の原点である相互扶助の精神に基づき組合員に寄り添う営業活動をより一層積極的に展開し、コンサルティング機能を発揮した地域のお客様に対するきめ細かな金融サービスを提供していくことで、他行との差別化を図り、積極的な金融仲介機能の発揮に努めていく必要があると認識しております。

本計画では、エリア戦略の強化や、提案力向上を図ることによって、貸出金を中心とした収益力の強化に取組むとともに、将来を見据えた組織体制や店舗戦略等の見直し等による態勢整備を進めることで、収益性と安定した経営基盤の確立に取組んでまいります。

なお、本計画期間におきましても、毎期 20 億円程度の不良債権処理を実施予定であるほか、2020 年度に急増したゼロゼロ融資定例償還額の増加が見込まれ、貸出残高は逓減する計画としており、利回り向上に向けた取組みのさらなる強化や組織体制や店舗戦略等の見直し等による態勢整備を進め、生産性の向上とコスト削減による支出抑制を図ることで、コア業務純益の水準を向上していく計画としております。

【　コア業務純益の計画　】

（単位：百万円）

	2022/3 期 実績	23/3 期 実績	24/3 期 実績	計画始期 の水準	25/3 期 計画	26/3 期 計画	27/3 期 計画	始期から の増加額
コア業務純益	887	972	959	959	943	977	1,001	42

※　コア業務純益　＝　業務純益　＋　一般貸倒引当金繰入額　－　国債等債券関係損益

※　計画始期の水準については、直近の決算期の数値を設定しております。

（２）業務の効率性を示す指標

業務粗利益は、貸出金利回りの向上などによる資金運用収益の増加により、計画終期には 3,993 百万円と計画始期を 362 百万円上回る計画としております。

また、経費につきましては、引き続き、ゼロベースからの組織体制の見直し等による生産性の向上に取組むとともに、経費の削減に努めていくものの、本店・本部建替えに伴う費用の発生により、計画終期には 2,460 百万円と計画始期を 98 百万円上回る計画としております。

この結果、業務粗利益経費率は計画終期において、61.60％と計画始期比 3.47 ポイントの改善となります。

【　業務粗利益経費率の計画　】

（単位：百万円、%）

	2022/3 期実績	23/3 期実績	24/3 期実績	計画始期の水準	25/3 期計画	26/3 期計画	27/3 期計画	始期からの増加額・率
経費（機械化関連費用を除く）	2,378	2,418	2,362	2,362	2,371	2,401	2,460	98
業務粗利益	3,950	3,904	3,631	3,631	3,923	3,943	3,993	362
業務粗利益経費率	60.20	61.95	65.07	65.07	60.43	60.89	61.60	△3.47

※　業務粗利益経費率　＝　（経費　－　機械化関連費用）　÷　業務粗利益

※　計画始期の水準については、直近の決算期の数値を設定しております。

※　機械化関連費用には、アウトソーシング料、事務機器等の減価償却費、保守関連費用等を計上しております。

４．経営の改善の目標を達成するための方策

（１）経営の現状認識

①これまでの取組みと今後の課題

当組合は、2004 年２月に県内４つの信用組合（甲府中央、やまなみ、美駒、谷村）が合併し、山梨県民信用組合としてスタートいたしました。

2009 年９月に当組合の主要な取引先である地域の中小規模事業者及び個人のお客様に対し、これまで以上に、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮していくため、全信組連を通じて、金融機能強化法第４章に基づく資本支援（公的資金）を受け、以降３年毎に経営強化計画を策定し、地域の皆様への円滑な資金供給並びに経営改善に取組んでおります。

経営強化計画に基づき経営の改善に組織を挙げて全力で取り組むとともに、2018 年６月には「経営改革プラン」を策定し、「収益力の強化」「資産の健全化」の実現に向け、かつてないスピードで業務改革や構造改革に取組んでまいりました。

収益力の強化については、本業である「融資推進に注力する」ことを最大の方針として掲げ経営資源を融資営業に集中させるとともに、店舗政策等による組織のスリム化を柱とする収益力の強化につきましても、大きな成果を収めることができたと評価しております。また、資産の健全化については、集中的な不良債権処理により計画を上回る抜本的な削減が図られるなど順調に推移しました。

しかしながら、2020 年度は、コロナ禍により、この影響を受けていらっしゃる事業者への資金繰り支援に注力したことから、貸出金利が低位な制度融資が増加し、貸出金利回りが低下したほか、「経営改革プラン」に基づく、集中的かつ抜本的な不良債権処理を実施したことや、新たな不良債権の発生防止に向けて、クレジットリミットや融資審査基準を厳格化したことなどを要因に、貸出残高が大きく減少したため、コア業務純益は、第４次経営強化計画の実施期間（2018 年４月～2021 年３月）におきましては、当組合の目指す水準には至りませんでした。

このため、前計画期間である３ヶ年（2021 年４月～2024 年３月）におきましては、第４次経営強化計画の評価や課題等を踏まえ、アフターコロナを見据えたお取引先の経営改善や事業承継、本業支援等、これまで以上に組合員の皆様へのサポート活動を重点施策として展開してまいりました。お取引先との新たな関係性や一層の繋がりを

構築し、貸出増強による収益力の向上を図るとともに、これまで取組んできた生産性の向上や業務の効率化をさらに強力に推進し、コア業務純益は、計画期間を通じて計画を上回ることができました。

しかしながら、収益力の強化は道半ばにあり、コア業務純益につきましてもより一層の増強が必要と認識しております。また、第５次計画期間では、一部顧客においてコロナ禍の出口を見いだせない状態が継続していること等から不良債権が再び増勢に転じております。このため、第６次経営強化計画の実施期間（2024 年４月～2027 年３月）におきましては、地域信用組合の役割である地域貢献、中小規模事業者等の皆様の本業支援等の取組みを一層強化することにより、地域並びにお客様の発展を全力でサポートするとともに、お客様の利便性向上に向けた業務の合理化・効率化及び各種サービスの申込チャネルの整備をさらに進め、コア業務純益をはじめとする収益力のより一層の強化及び経営改善支援の強化を含む期中管理の強化による信用リスク管理の強化に取組んでまいります。

②主たる営業地域の現状

当組合の主たる営業地域である山梨県内の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが５類に移行したことを受け社会経済活動の正常化が進みつつあり、特に、飲食業・観光業などコロナ禍前を超える人手に回復を実感している取引先や、コロナ禍を機に事業の効率化を進め収益性が高まった取引先も出てきております。一方、コロナ禍において、資金繰り支援として提供してきたゼロゼロ融資の返済が本格化し、各種支援策が期限を迎えるなか、物価高騰や人手不足の影響などにより依然として厳しい状況に置かれている中小規模事業者や個人事業主もみられ、私どもは、地域の金融機関として確りとお客様に寄り添いながら、外部の支援機関も活用して事業の再生を強力にサポートしております。

山梨県内におきましては、2021 年８月に中部横断自動車道が山梨県と静岡県の間で開通、またリニア中央新幹線や中央高速自動車道などの高速交通網の整備が進むことにより、アクセスの向上に伴う移住者や観光客の流入、物流の効率化や輸送拠点におけるインフラの整備等が見込まれております。一方で、人口減少・少子高齢化が進行するなか、中小規模事業者にとって労働力不足は一層深刻化することも予想され、人手不足による倒産や廃業が危惧される状況にあります。

当組合といたしましては、こうした経営環境の変化をより早く把握し、より深く認識したうえで、常に地域の皆様に寄り添い、良質な金融サービスを適時・適切に提供することを通して地域社会の発展に寄与することが、地域金融機関である信用組合の基本的かつ不変の使命と考えております。これまで全力で取組んできた中小規模事業者及び個人のお客様に対する金融支援はもとより、各種支援機関や支援策の活用も図りながら、地域のお客様の事業再生や本業支援に積極的に取組み、地域の皆様の「ベストパートナー」として、地域を支え、共に成長・発展する信用組合を目指してまいります。

〔規模別景況判断BSIの推移（原数値）〕

	4/1-3	4/4-6	4/7-9	4/10-12	5/1-3	5/4-6	5/7-9	5/10-12	6/1-3	6/4-6	6/7-9
全規模（全産業）	▲ 27.1	6.7	▲ 11.5	▲ 3.4	▲ 20.5	4.5	10.7	0.0	▲ 21.2	4.7	12.9
大企業	▲ 37.5	33.3	5.3	▲ 5.3	▲ 26.3	10.5	5.6	▲ 6.3	0.0	0.0	31.3
中堅企業	▲ 14.3	17.9	▲ 24.0	14.8	▲ 17.9	25.8	24.1	6.7	▲ 23.3	10.0	20.0
中小企業	▲ 31.7	▲ 11.6	▲ 11.6	▲ 14.3	▲ 19.5	▲ 15.4	2.7	▲ 2.6	▲ 28.2	2.6	0.0

〔有効求人倍率（季節調整済）〕

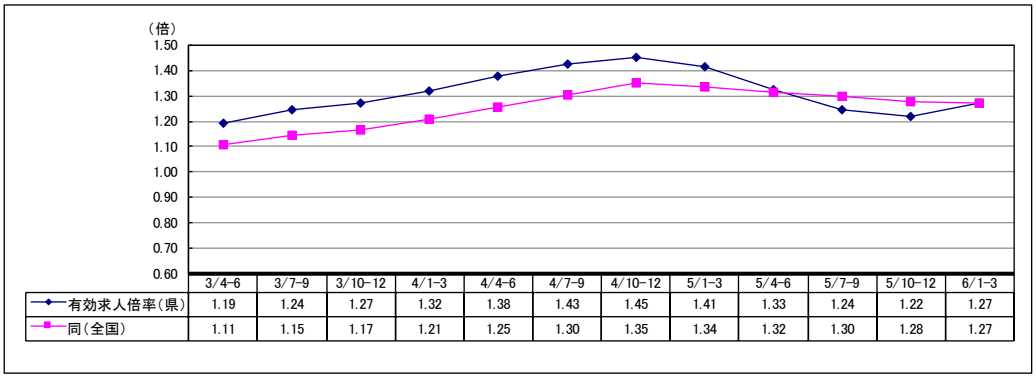

	3/4-6	3/7-9	3/10-12	4/1-3	4/4-6	4/7-9	4/10-12	5/1-3	5/4-6	5/7-9	5/10-12	6/1-3
有効求人倍率（県）	1.19	1.24	1.27	1.32	1.38	1.43	1.45	1.41	1.33	1.24	1.22	1.27
同（全国）	1.11	1.15	1.17	1.21	1.25	1.30	1.35	1.34	1.32	1.30	1.28	1.27

〔営業エリアの人口と世帯数の推移〕

地域名	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	5年間増減
山梨県						
人口	806,734	805,756	800,598	796,231	790,368	△ 16,366
世帯数	339,523	339,776	341,857	345,847	348,202	8,679
長野県の営業エリア						
人口	135,351	134,986	134,263	133,661	133,113	△ 2,238
世帯数	53,936	53,974	54,251	54,856	55,484	1,548

各年4月基準。令和2年は平成27年10月の国勢調査確定数に以後の動態を増減したもの。
令和3年～6年は、令和2年10月の国勢調査確定数に以後の動態を増減したもの。

〔年齢階級別人口＆人口将来推計〕

都道府県名	年齢区分	2025年		2030年		2035年		2040年	
			占有率		占有率		占有率		占有率
山梨県	0～14歳	82,548	10.6%	73,861	9.9%	67,996	9.5%	65,215	9.6%
	15～64歳	444,574	56.8%	415,955	55.5%	383,397	53.6%	346,261	50.8%
	65歳以上	255,116	32.6%	259,578	34.6%	264,395	36.9%	269,635	39.6%
	合計	782,238	100.0%	749,394	100.0%	715,788	100.0%	681,111	100.0%

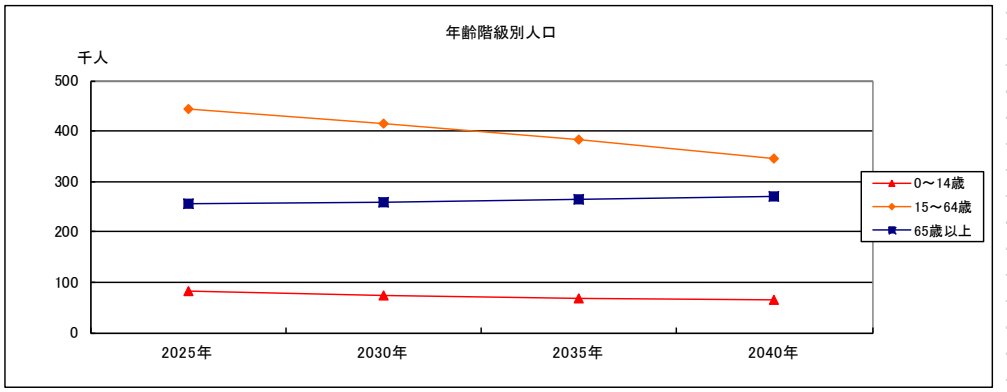

（２）計画の基本方針及び基本戦略

上記、「４．（１）②主たる営業地域の現状」に記載の状況の中、当組合では基本方針として、相互扶助、共存共栄の精神に基づく協同組織金融機関としての使命を果たすため、地域のお客様ならびに地域社会の課題解決を図り、地域と共生するビジネスモデルの確立を図ること、また、地域、お客様からの信頼に基づく強固な経営基盤の構築を図ることで、地域貢献ならびに地域・顧客からの信頼醸成の実現を目指してまいります。

この基本方針の実現に向け、本計画におきましては、最大のテーマを「地域貢献ならびに地域・顧客からの信頼醸成」として掲げ、今後も地域の中小規模事業者の皆様を支援していくため、この３ヶ年（2024 年４月～2027 年３月）で役職員が一丸となり、取組んでまいります。

また、具体的な戦略（基本戦略）として、①「質の高い金融サービスの提供による安定収益の確保」、②「業務の合理化・効率化」、③「事業の再生等に向けた取組みの強化」、④「人材育成の強化と活力のある組織の構築」の４つを定めました。

本計画は、前計画の５つの戦略や個別施策の方針や方向性を継続・踏襲しながらも、状況に応じた見直しを行い、計画期間中におけるＰＤＣＡサイクルに基づく評価・検証、改善対応策の検討のほか、営業店からの意見を取り入れながら、より実効性を高め、深化させたものとしております。

なお、本計画を着実に実践し、恒常的・安定的な収益体質を確立していく上で、当組合と全信組連との間の「経営改革協議会」を継続して設置し、収益力の強化、生産性の向上に向けたさらなる具体策等を検討・実践していくことといたしました。

こうした取組みにより、収益力を強化するとともに、恒常的かつ安定的な収益体質による経営基盤を確立し、地域の皆様とともに成長・発展する信用組合を目指してまいります。

以下、基本戦略に基づく具体的な諸施策を記載いたします。

①質の高い金融サービスの提供による安定収益の確保（収益力の強化）

ア．融資戦略の再構築

ａ．事業性融資の推進

当組合では、経営方針や営業戦略を営業店職員に適切かつ迅速に浸透させ、収益力の強化を図るための取組みの一環として、トップセールスや営業統括部法人融資課による営業店サポート等を実施することで、役員・法人融資課が営業店の活動に対して積極的に関与・サポートし、取引先との関係をより強固にするとともに、営業力の強化や営業活動の活性化に取組んでまいりました。

さらに、コロナ禍に伴う資金繰り支援を実施した先に対して、定期的なモニタリングを開始し、モニタリング情報をデータベース化した情報管理ツールによる事業者支援や、外部支援制度等の利用も視野に入れた積極的な金融支援を実施し、2023 年度には、県下では初めて日本政策金融公庫と業務提携し「けんみん信組地方創生ローン」（ＣＬＯ融資）の取り扱いを開始するなど、積極的な金融支援を実施してまいりました。

当組合では、前強化計画期間においてエリアごとの目標管理体制を構築し、取組んでまいりました。営業統括部では、各営業エリアの基幹店長と年間目標ならびに活動方針について意見交換を行うために、基幹店長会議を開催するとともに、基幹店による主体的な目標管理を促すため、四半期毎の目標管理体制を構築し、積極的な推進活動を実施してまいりました。

また、理事長は率先して、総代及び主要取引先のほか、地域や業界の有力者、新たなお取引先等への訪問活動を継続し、地域や取引先の現状把握に努めるとともに、毎営業日開催している役員会でその情報を共有し、融資推進策や改善策などの検討を行っております。

今後はこうした取組みをさらに深化させ、理事長訪問活動後に、営業店と本部が一体となりフォローすることで、メイン取引先とのリレーション強化を図ってまいります。また、基幹店長を中心としたエリア戦略による事業性融資の推進強化、法人融資課による営業店サポートやプロポーザル（提案用ひな型や参考事例）を活用し、営業力・提案力の向上に努めてまいります。

ｂ．個人ローン戦略の強化

地域に密着した金融機関として、中小規模事業者の支援に取組む一方で、個人のお客様に対する金融支援に全力を尽くすことも使命の一つであると考えており、個人消費需要の増加に対する支援および収益力の強化に向けて個人ローン推進の強化を図ってまいりました。

2022 年度には、ＡＩ分析によるＤＭリストの発送ならびに、ＤＭ発送後のフォローコールを実施し、フォローコールに関しては実施前に外部講師による研修を行っており、翌年も継続して実施いたしました。

さらに、保証付き個人ローンの一部について、各営業店にて顧客に選ばれる金利の提案ができるよう弾力的な金利設定を可能とした取扱方法の見直しを実施するなど、顧客ニーズに合わせた保証付き個人ローンなどの小口商品の推進取組を高めてまいりました。

今後も地域の個人顧客に対する金融支援ならびに収益力の強化を図るため、顧客ニーズに合った新商品の開発や、申込みチャネル拡大に向けたＷｅｂ申込体制の整備を行うことで、幅広く顧客を取り込むなど、個人ローン推進のため

の体制整備と強化に取組み、積極的な金融支援を実践するとともに、地域経済の発展に役職員一丸となって注力してまいります。

ｃ．本業支援の取組強化

当組合では、組合内ＬＡＮ上に、情報マッチングコーナーを設け、不動産情報等の情報マッチングや組合内のお取引先間におけるビジネスマッチング、人材マッチングに取組んでまいりました。コロナ禍以後は、資金繰り支援を実施した先へのモニタリングを開始するとともに、情報マッチングデータの管理システムをリニューアルし、モニタリング情報も同システムに取込み、本業支援に活用できる環境を構築いたしました。

モニタリングを実施し、お取引先の経営課題を共有したうえで、営業計画や経営改善計画の再策定等、お取引先に対する経営支援に取組んでおります。

また、計画的かつ実効性を踏まえたお取引先の継続的な支援に向けて、融資部と営業統括部コンサルティング営業課の連絡調整機関として、「経営改善サポート委員会」を設置し、ビジネスマッチングを活用した販路拡大、事業再構築補助金や設備導入時のものづくり補助金等申請支援、産業雇用安定センター等を活用した人材雇用支援、外部機関との連携による経営改善計画策定支援等の検討といったお取引先の本業支援に取組んでまいりました。

今後につきましても、モニタリングを通じた事業者の課題把握を行い、本業支援をより一層強化してまいります。また、お取引先のライフステージに応じた本業支援を展開し、新たな資金ニーズの開拓も図ってまいります。具体的には、創業・経営革新による新規顧客創造や海外進出支援の促進、事業拡大を見据えた事業再構築支援、事業承継支援に係る機能の強化などに取組んでまいります。

さらに、外部支援機関との連携強化や営業店と本部との連携強化、人材育成などにより実効性のある中小企業支援体制を構築するとともに、本業支援の取組みを業績評価へ反映させるなど、意識の向上を図ることで、地域の健全な発展と持続に貢献してまいります。

ｄ．収益確保に向けた取組強化

市場金利の変動を踏まえ基準金利を機動的に見直し、基準金利に連動した新規貸出適用金利の設定に向けて、お取引先へ丁寧な説明を継続して行っております。

適正な収益が確保できるように、信用格付けに応じた新規貸出時の適用金利について、融資部による監督を強化してまいりました。営業店ごとに上位 20 グループについて、個社別採算金利の還元を行い、格付金利と実効金利の格差が大きい先に対して、実効金利の上昇を目指し、預金増強や貸出金利上昇の取組を開始いたしました。

今計画期間におきましては、ガイドライン金利を下回る融資の抑制や個人ローンの推進、事業性に対応したカードローンの推進などにより、貸出金利回りの向上に努めてまいります。

また、貸出金利息以外の安定した収益として、各種手数料の見直し、証券会

社との連携に基づく顧客紹介手数料、火災保険代理店手数料、大手ハウスメーカーへの紹介手数料など役務収益の拡大に努め、さらなる収益確保に向けて取組んでまいります。

イ．営業推進体制の再構築

ａ．現場力の向上

当組合では、年間研修実施計画に基づき、融資担当者および役席者、営業担当者のスキルアップを目的に研修会へ職員を積極的に派遣するとともに、営業統括部法人融資課による実務研修会や融資部によるスキルアップ研修会の開催など、融資推進、審査・管理能力といった現場力の向上に取組んでまいりました。

また、窓口担当者に向けて、窓口セールスやＤＭ発送後のフォローコールに対する技術取得、多様化する業務に対する知識向上のための研修プログラムの充実を図ってまいりました。

お客様に対してきめ細やかな金融サービスを展開し、真に選ばれる金融機関となるためには、お客様毎に最適な提案を行うコンサルティング能力の向上やオーダーメイド型の提案を行うための体制の構築等を図っていく必要があると考えております。

そのため、今計画期間におきましては、営業店担当者が経営改善に向けた提案型営業を展開するためのプロポーザル（参考ひな型や参考事例）の整備、法人融資課による営業店の融資営業担当者への指導サポート実践及び営業統括部コンサルティング営業課によるコンサルティング能力の向上を図るとともに、融資営業に特化した体制の構築と若手営業担当を中心とした個人ローン推進体制の整備、窓口担当者による営業推進サポートの強化などに取組み、現場力の向上に努めてまいります。

ｂ．営業店の業務推進体制の強化

当組合では、営業統括部法人融資課による営業店のサポートや営業担当者の集金業務をはじめとする業務の見直し、エリア制導入による営業統括部と営業店との連携および目標管理体制の構築と強化等に取組み、営業店の推進体制強化を図ってまいりました。

今後、さらなる業務推進体制の強化を図るために、エリア別収益管理体制を整備・強化し、営業推進情報の拡充を図りつつ、店舗間の連携をより強固にすることで、エリア基幹店長を中心とした多面的な営業活動として、中小規模事業者を中心とした事業性融資の促進、資金需要に応じた小口による個人ローンの推進や収益を意識した適切な貸出金利息の確保、また顧客支援ニーズに応じたビジネスマッチングの促進および外部支援機関と連携した本業支援に取組んでまいります。また、職員の適性を考慮し、事業性融資に特化した営業担当と預金業務・保証付き個人ローンに特化した営業担当を配置し、営業人員の増加を図るとともに、営業店職員の業務・配置・待遇等を見直すことでエリア制の実効性を高めるなど、営業推進体制の強化に取組んでまいります。

ｃ．地域・関係機関との連携の強化

当組合では、地域社会の発展と経済の活性化に、より一層貢献することを目的として、都留信用組合と「連携に関する協定」を締結し、事務の合理化や相互の収益性向上に資する取組強化策の実施に向け検討するとともに、県内外の他金融機関を含めた情報交換や意見交換等を積極的に実施しております。

また、身延町と「包括連携協定」の締結を 2023 年度に実施するなど、既に連携している商工三団体、中小企業支援に関する連携協定を締結している公益財団法人やまなし産業支援機構、山梨県中小企業診断士協会等とのより一層の連携強化を図ることで、地域の中小企業・小規模事業者への支援強化に取組んでまいりました。

引き続き、連携協定を結んでいる都留信用組合や自治体をはじめ、各関係機関との連携をより一層強化し、情報収集や意見交換等を実施することで、事業者支援体制の強化に取組んでまいります。

②業務の合理化・効率化（生産性の向上）

ア．業務の合理化・効率化

ａ．業務の見直し（シンプル化）

当組合では、事務の合理化・効率化に向けた取組みの一つとして、規程・要領等の改正による業務の見直し、事務・手続きの簡素化に取組んでまいりました。前計画期間におきましては、残高が一定額以下の普通預金・貯蓄預金口座の解約手続き簡略化（印鑑不要）や定期性預金の僚店解約・新約の取扱い開始、証書発行方法の見直しなど、業務のシンプル化を図ってまいりました。今後も継続的に実施し施策を積み上げることにより合理化・効率化に資するよう取組んでまいります。

引き続き、業務の見直しを行い、厳格化が必要な事務と合理化・効率化や簡素化が可能な事務を的確に特定し、事務・手続きの簡素化に向けた取組みを検討、実施していくとともに、営業店事務の負担軽減による生産性の向上を図ってまいります。

ｂ．営業店事務の本部集中化

当組合は、営業店事務の負担軽減による生産性の向上策として、事務の本部集中化に取組んでおります。

前計画期間では「相続サポートセンター」を設置し、相続業務の本部集中化を実施したほか、2023 年度には同センターを「けんみん信組お客様サポートセンター」に改称し一部諸届業務も本部集中化いたしました。また、インターネットバンキングの新規受付業務についても本部一括受付といたしました。

さらに、融資業務におきましては、カードローンの更新管理業務および各種書類作成・発送業務の本部集中化を実施いたしました。

今後も、相続・諸届業務のより一層の本部対応割合の拡大を図るとともに、インターネットバンキングの申込チャネルの拡大や預金調査業務のさらなる本部集中化等を検討していくことで、営業店の事務負担を軽減し、お客様の利便性向上と生産性の向上に取組んでまいります。

ｃ．業務のシステム化

当組合では、生産性向上に資する施策の立案・実践を目的として組織横断的に「生産性向上ＰＴ」を設置しており、その取組みの一環として、業務の見直しや合理化・効率化を図るとともに、業務のシステム化に取組んでまいりました。

前計画におきましては、「営業支援システム」「ＴＶ会議システム」「相続窓口受付システム」「諸届窓口受付システム」を導入し、システム連携による事務の効率化とお客様の利便性向上を図っております。

また、外部とのデータの送受信をクラウド化したほか、電子交換所移行にともない、手形小切手の持ち出しを、営業店で電子化しイメージ管理システムにより本部へ送付することで、手形小切手の搬送を不要とするなど、業務のシステム化に取組んでまいりました。

引き続き、お客様目線に立った金融サービスの提供に努めるとともに、ＩＴやＤＸ活用による合理化・効率化を積極的に検討し、取組みを継続することで、営業店事務の合理化と効率化、営業店事務の負担軽減による生産性の向上に取組んでまいります。

なお、システムの導入および更改については、システムの有効性と投資対効果を十分に検証し、より良いシステム・事務環境の構築に努め、生産性向上に資するよう努めてまいります。

ｄ．本部組織・業務の見直し

地域の金融機関としてこれからも地域の事業者や組合員の皆様を支援していくために、営業店人員の確保に向けて、本部人員の省力化を実現するために、本部組織ならびに業務の見直しが必要であるという認識のもと、本部組織・業務の見直しに取組んでまいりました。

本部組織については、営業統括部内の法人融資課を法人融資一課と法人融資二課の２課制とし、法人融資一課の専担職員は全営業エリアを対象とし、法人融資二課の専担職員は各エリアの基幹店に常駐させることで、各営業店と緊密に連携し、それぞれの機能を活かした融資推進活動を展開してまいりました。

また、本部職員に兼務辞令を発令することにより、人員の省力化に向けて本部人員の多能化を図っているほか、グループウェア更改に際して、ワークフローを導入し、稟議書や通知文書等のペーパーレス化ならびに効率化を図るなど、業務の見直しに取組んでまいりました。

今後につきましても、更改したグループウェアの機能を活用し、本部および営業店の各種決裁・申請・報告業務の効率化とペーパーレス化を図ると同時に、業務プロセスや運用体制の検討・見直しを行うことで、本部人員の省力化と効率化に取組み、生産性の向上に努めてまいります。

イ．店舗網の整備

ａ．店舗の集約および店舗特性の明確化

地域の金融機関としてこれからも生き残っていくためには、店舗体制の抜本

的な見直しが必要であるとの認識のもと、店舗体制の再編に取組んでまいりました。

前計画期間におきましては、老朽化が懸念されていた御勅使支店を新築移転し、櫛形支店の店舗内店舗である白根支店との合同店舗を開設したほか、北支店、川上支店、身延支店の３店舗をそれぞれの店舗へ店舗内店舗化し、各店建物を有人出張所化いたしました。また、店舗内店舗である牧丘支店（母店：塩山支店）と武川支店（母店：韮崎支店）をそれぞれの母店への勘定統合を実施いたしました。

さらに、昭和支店と南西支店の店舗統合を行い、新たに「昭和支店」として新築移転いたしました。新店舗については、事務のセミセルフ化を取り入れた先進的な店舗とするとともに、お客様とのコミュニティをより重視した近代的な店舗といたしました。

本計画期間におきましては、さらなる店舗内店舗の母店勘定統合を実施するほか、塩山支店と山梨支店の合同店舗化による新築移転、2026 年度完成を目指している本店本部ビル建替えに併せて近隣出張所の統合を行うとともに、本店本部の建物としての在り方と業務効率化に向けた建物設備の検討に取組んでまいります。

ｂ．戦略的人員配置

お客様に対してきめ細かな金融サービスを提供し、他行との差別化を図っていくための営業戦力増強の方策の一つとして、優秀な若手職員および女性人材の管理職や要職等への積極登用、ベテラン職員の活用推進・戦力化に取組んでまいりました。また、相互扶助の精神に基づき顧客に寄り添った営業活動を展開するため、訪問だけでなく来店、電話、インターネットなど多様化する要望にも対応してまいりました。

前計画期間におきましては、雇用上限年齢を 65 歳から 70 歳に引き上げ、専門的な知識やスキルを持つベテラン職員の活用ならびに知識・経験の承継機会の創出を図ったほか、女性人材の積極登用に際して、営業・融資業務に携わる女性職員をサポートおよび相談支援、女性職員向け研修会の開催等を行い、女性の活躍の場を拡充するため、女性職員で構成されるプロジェクトチーム「椿の会（かめりあの会）」を設置するなど、人材の活用推進・戦力化に資する方策に努めてまいりました。

今後も、若手職員や女性人材の積極登用を図るとともに、事務の合理化・効率化によって、営業に携わる職員の創出と育成・活用に取組むほか、これまでの経験を生かしたベテラン職員の配置、専門的な知識を持つ定年再雇用の嘱託職員の再登用など、人材を多様な分野において活用し、収益力の向上に向けて、戦略的な人員配置を実施してまいります。

③事業の再生等に向けた取組みの強化（信用リスク管理の強化）

ア．モニタリング・期中管理の強化

上記、「４．（１）②主たる営業地域の現状」に記載のとおり、依然厳しい環境下に置かれた取引先の本源的収益力回復には、資金繰り支援に加え、固定費削減、

販路拡大による売上確保、各種補助金等の活用の提案や、人材雇用等の本業支援が不可欠と考え、モニタリングにより収集した情報を全部店が閲覧可能なマッチングデータ管理システムに集約するとともに、当組合の支店網を通じて取引先のニーズを仲介するなどの支援に努めてきました。

前計画期間におきましては、事業者の実態や業績把握の徹底に向けて、全与信先の決算書徴求状況を融資部にて管理するとともに、モニタリングを一層強化することで、取引先の業況の変化をいち早く捉え、実情に応じた支援策の提供に努めてまいりました。

また、コロナ関連融資の返済本格化を見据え、「コロナ気になる先リスト」を新たに整備いたしました。限られた人員の下、営業部店職員が期中管理を行えるよう、稟議支援ツールやテンプレートの提供により審査の品質を高めながら稟議書作成負担を軽減する試みや、９月末基準の自己査定をリスクベースアプローチにより査定対象先を絞りつつ融資部が実施することにより、営業部店の負担を軽減する取組みに努めてまいりました。また、Ｗｅｂ会議による営業店と本部のコミュニケーションの強化を図ってまいりました。

今後についても、前年度一定の効果が見られたコロナ関連与信先のモニタリングは、「卒業基準」を設けつつも継続してまいります。また、ゼロゼロ融資の返済開始先が減少するなか、経常的なモニタリング対象先をコロナ関連融資先に限らず他の融資も含む返済懸念先および返済懸念が生じる可能性がある債務者はもとより、未保全多額先（現時点では資金繰り不安がなくとも資金需要の発掘等を通じて経営課題を共有することが重要）にまで拡大し、潜在的リスクも含めた高リスク先の期中管理強化に努めてまいります。このため経常的モニタリングリストの名称を「コロナ気になる先リスト」から「気になる先リスト」に改めます。

また、営業店職員が取引先のモニタリングに割く時間をさらに増やせるよう、稟議書作成支援ツールの充実のほか、９月末基準に加え６月末基準の自己査定の融資部による実施、さらには信用格付け取得申請と自己査定の一体化による随時査定への移行の試みに取組んでまいります。

イ．経営改善・事業再生支援の取組強化・多様化

当組合は、経営改善・事業再生が必要と判断する事業者に対して、所管部署である融資部融資課サポート担当および営業統括部コンサルティング営業課を中心に、外部の専門家や支援機関と連携を図り、きめ細かな経営改善および早期事業再生支援に積極的に取組んでおります。

中小規模事業者への訪問等を通じた業況モニタリングや、決算内容、キャッシュフローの検証などの財務分析により、経営改善・事業再生計画の策定支援を実施しており、毎期初めに経営改善・事業再生計画策定支援の重点先を選定し、融資部が進捗管理を行っております。

前年度の経営改善計画策定支援については、重点先として 70 先を選定し、取組んでまいりましたが、計画が完成した先は僅か 12 先に留まりました。不冴えに終わった要因は、融資部と営業店のコミュニケーション不足により、計画策定支援の本旨（取引先の経営改善に注力することにより地域経済の活性化に資することが地域金融機関の社会的責務であると同時に、その責務を果たすことが当組

合の資産内容の良化と信用コストの削減に直結すること）が十分に浸透していなかったこと、また、融資部による進捗管理が不十分であったことがあげられます。

また、事業者に対する本業支援体制を構築するため、融資部と営業統括部で構成する「経営改善サポート委員会」を設置し、外部の専門家や支援機関と連携強化を図り、積極的な支援を実施してまいりました。

今後については、融資部は営業部店職員が経営改善・事業再生支援の本旨を十分理解するよう、また経営改善計画策定の進捗状況を適切に管理できるよう規程を改訂するとともに、Ｗｅｂ研修により規程改訂の趣旨を組織全体に浸透させます。こうした措置により、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援が実現できるよう取組みを強化してまいります。

また、役員もしくは融資部長等と経営者の面談により取引先の経営改善にかける本気度を確認する、再生可能性に係る組織的検討を行う、といった支援先選抜の合理的なプロセスを導入し、引き続き補助金申請支援等本業支援による収益性改善支援や、ＤＤＳ等による財務状況改善支援等有効な支援策を提供することにより、経営改善支援の実効性を高めてまいります。

ウ．実態把握の強化と債務者区分の適切性の確保

当組合では、中小規模事業者に対する金融の円滑化を図るため、経営支援先へのモニタリングに取組んでおり、2020 年度よりコロナ関連融資実行先、2022 年度よりコロナ禍に起因したプロパー債権条件変更先をモニタリング対象に追加し、2023 年度からは、コロナ関連融資の返済開始が本格化するなか、返済が懸念される先のモニタリング頻度を増やし、実態把握と経営改善計画策定等債務者の経営改善に向けた取組みへの支援を現場と本部一体となって強化してまいりました。

自己査定はモニタリングの最たるものと捉え、実施頻度を増やすことで業況変化に応じた債務者区分の適正な評価と、時宜を得た信用コストの把握を図る必要があるという認識のもと、2021 年度より、従来年２回（12 月末基準と３月末基準）であった自己査定を四半期毎に実施しており、適切な債務者区分の判定に向けて、営業店担当職員の知識と能力向上のため、定期的にＷｅｂ研修を実施してまいりました。

今後は、債務者区分判定フローをチェック表化した補助ツールの開発も検討してまいります。これらツールを、Ｗｅｂ研修を経て営業部店へ展開し、適切な実態把握と債務者区分判定につなげてまいります。

また、引当金の十分性の確保のため、大口破綻懸念先へのキャッシュフロー控除法の導入について引き続き検討を行ってまいります。

さらに、適切なリスク管理のため、営業店職員にとって納得感を確保しつつ、クレジットリミット管理の改善と厳格化に努めるとともに、デフォルト分析が審査管理体制の問題点の改善に資するようその深度を深め、信用リスク管理強化に取組んでまいります。

エ．債権管理の高度化と延滞債権の削減

当組合では、稟議起案ツールの作成やアパートローンガイドラインの制定、太

陽光設備融資のガイドライン改訂等、審査基準やテンプレート等の整備ならびに職員に対する研修を実施することで、品質を高めつつ効率的な案件審査が行えるよう取組んでおり、その効果が表れてきております。

一方、延滞債権の削減については、管理帳票（延滞管理表）の再整備を行い、延滞先を「督促強化先」「条件変更先」「回収検討先」に分類、営業店と融資部で対応方法を協議する体制としたほか、延滞改善不芳店舗に対して、融資部長・管理担当副部長が個別臨店指導を実施してまいりました。こうしたところ、前年度の上期におきましては一定の効果があらわれたものの、計画最終年度の延滞率は、コロナ関連融資の返済開始の本格化にともない悪化傾向にあり、延滞管理の強化を図る必要が生じております。

今計画期間におきましては、テンプレートの拡充およびさらなるブラッシュアップを行い、Ｗｅｂ研修を通じてそれらの浸透を図るなど、審査の品質の向上に努めてまいります。また、現在の決裁権限区分が与信運営に及ぼす影響を分析したうえで、決裁権限の見直しを検討し、審査管理体制の強化を図ってまいります。

今後の延滞債権管理については、気になる先リストに基づくモニタリングの強化により条件変更が必要な先を早期に発見し適切な措置を講じるとともに、延滞改善状況不芳店舗に対する個別臨店指導と「延滞管理表」による管理を強化してまいります。なお、延滞管理を効率的かつ機動的に行うため、債権管理システムの導入を検討してまいります。

具体的には、担保評価については、アパート等収益物件の収益還元法による評価において、その定期的見直しのルールが定められておらず（比較法・原価法は12 月末基準自己査定時に見直し）、引当金の十分性に影響が出かねないため、今年度より要注意先以下の債務者の収益物件の担保評価が収益還元法による場合、毎年 12 月末基準の自己査定時に見直すルールを制定することを検討してまいります。

④人材育成の強化と活力のある組織の構築

ア．人材育成の強化

お客様のニーズの高まりにより、各分野において高い専門性が必要とされる業務が増加し、それに対応すべく人材の育成が急務となっております。

当組合では、職員のスキルアップを目的に研修会に職員を積極派遣するとともに、本部各部によるスキルアップ研修の開催、営業統括部法人融資課専担職員による融資推進先への同行訪問などのＯＪＴを実施することで、人材育成に努めてまいりました。また、外部機関を活用した研修等の開催も積極化し、山梨県信用保証協会やよろず支援拠点、事業承継引継ぎ支援センターなどと連携した研修を実施しております。また、マネージャー層へのマネジメント能力の向上等、人材育成の取組みとして「組織内トレーニー研修」を実施しております。研修を通じて得たスキルを職場内の職員へ広め職員のレベルアップに努めております。

今後につきましては、融資担当者の審査能力向上、融資営業係のコンサルティング能力向上に加え、窓口担当者向けの顧客相談対応能力向上などに資する研修プログラムを継続して実施し、職員の専門性を高めつつ、若手職員や女性人材の積極登用を実施し活力のある組織の構築を図ってまいります。

イ．社内環境の整備

当組合では、継続して建物の修繕を実施しているほか、活力のある組織の構築に向けて、働きがいややりがいのある職場づくりを進めるとともに、職員の納得感を得られる職場環境を構築する必要があると考え、社内環境の整備に取組んでまいりました。

前計画期間におきましては、労働環境の改善に向け、水曜日を早帰り日として設定、少数の人員で運営している拠点にて昼休みを導入したほか、理事長賞を設け、優れた取組みについては業務を特定せず幅広く評価できる環境を構築いたしました。また、職場環境改善に向けて、職員アンケートを実施し、現状の施策の評価と課題、今後対応すべき事項などの意見を収集し、施策に取り入れることで、改善に向けて取組んでまいりました。

今後につきましても、引き続き建物等のインフラ整備に努めるとともに、キャリアアッププランの策定やトレーニー研修導入、職員アンケートの継続実施による施策への反映などを実施していくことで、働き甲斐を実感し、職員一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、活力のある組織の構築に取組んでまいります。

ウ．組織の活性化

当組合では、地域社会の健全な発展と持続に貢献するために、個人の能力と個性を最大限発揮できる環境を構築することが必要であると認識し、そのためには組織の活性化が必要であると考えております。

組織の活性化を図るため、既に作成されている経営理念とお客様へのお約束であるクレドとを結びつける経営方針をより現状に則したものへと変え、納得感のある経営方針とするために、若手職員を中心としたプロジェクトチームを編成し、多くの職員から意見聴取を行い、新たな経営方針を策定いたしました。新たな経営方針には

- 地域や組合員の皆様に寄り添い貢献していく姿
- 働く職員が元気に、そして組合が元気に、さらには地域が元気に
- 活気のある組織風土の醸成を

という想いを盛り込み、経営理念－経営方針－クレドの３つに一貫性を持たせました。

また、職員の適性や能力に応じて若手職員および女性人材を積極的に登用していくことで、やりがいの創出とマインド向上を図り、組織の活性化に努めてまいりました。

引き続き、適性や能力に応じた積極登用や職員の処遇改善を図るとともに、「経営理念」「経営方針」「クレド」をより浸透させ、実施する各種施策にそれぞれの指針を反映させるとともに経営陣と職員による定期的なタウンミーティングの開催を通じて、活気のある組織風土の醸成を目指してまいります。さらに、指針だけではなく「具体的な行動のありかた」についても行動基準の検討を行い、職員のモチベーションと倫理観の向上を図ってまいります。

５．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

（１）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

①ガバナンス態勢の強化

当組合は、コーポレート・ガバナンス態勢の確立を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事会、監事会による経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

常勤理事はそれぞれの担当業務の内容やリスクを十分理解するとともに、連帯して業務執行に関する理事会への説明責任を全うするよう努めてまいります。非常勤理事においても経営の意思決定の客観性や妥当性を確保する観点から自らの役割を十分認識するなど、理事一人ひとりが自らの役割・責任を果たすことで牽制機能の発揮に努めております。

経営陣がコンプライアンスの状況を確認するため、従来からの年１回のコンプライアンス・プログラムの見直しに加えて、事案発生の都度コンプライアンス違反を報告することとし、理事会が監督責任を果たすための枠組みを整備しております。また、監事による経営監視の補強を図るため、監査部長を「重要なる使用人」に選任し、独立性を持たせ、監事と連携した経営監視の補強を図ります。

さらに、経営理念、経営方針に沿った経営がされているかを、理事会、監事会により監視・牽制し、リスクベースで捉えた事象を積極的に検証できる態勢を整えていくことで、経営の監督に努めてまいります。具体的には、年度毎の事業計画策定時に非常勤理事から、経営理念等の実現に向けて、常勤役員への意見を聴取する場を設け、常勤役員からは、前年度の自己評価を説明する場としていきます。

②経営方針の周知

理事長は、毎週「理事長メッセージ」として組合内ＬＡＮにより全役職員へ配信し、当組合の経営方針等を周知しております。また、監査講評や顧客訪問時においても営業店に臨店し、現場の職員に対して直接経営方針の浸透を図っております。

また、定期的に部店長会議を開催しているほか、常勤役員一人ひとりが随時営業店を訪問し、経営方針や本部の施策を明確に伝達するとともに、営業現場の意見を吸い上げることにより、本部と営業店における共通認識の醸成に努めております。

さらに、常勤役員と営業店職員によるタウンミーティングを定期的に開催し、営業店の現状や課題等の把握に努めるとともに、適時適切なアドバイスやスピード感を持ったサポートを実施しております。

（２）リスク管理の体制の強化のための方策

①ＡＬＭ（ＡＬＭ委員会の実効性向上）

当組合では、経営上許容できる範囲内にリスクをコントロールしつつ、安定的な収益を確保するために必要な経営戦略や運用戦略について協議することを目的にＡＬＭ委員会を設置しております。同委員会において、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等について把握・評価・計測を行い、組合全体のリスクを統合的に管理しております。また、各種金利についても検討・協議を行っております。

同委員会は毎月開催しておりますが、状況に応じて随時で委員会や委員会の下部組

織であるＡＬＭ部会を開催し、迅速かつ機動的に対応するなど、リスク管理体制の強化に取組んでおります。2022 年度および 2023 年度におきましては、ともに３月に貸出金基準金利の改定を、また、2024 年４月には預金金利の引き上げを実施しております。

引き続き、ＡＬＭ委員会での議論や協議の実効性をさらに高めるべく、協議内容の集約・集中を図るなど会議の運営方法についても随時見直し、リスク管理体制のさらなる強化に取組んでまいります。

②信用リスク

当組合では、信用リスク管理強化が最大の経営課題の一つと認識し、「４．（２）③事業の再生等に向けた取組みの強化（信用リスク管理の強化）」において記載しましたとおり、

- モニタリング・期中管理の強化
- 経営改善・事業再生支援の取組強化・多様化
- 実態把握の強化と債務者区分の適切性の確保
- 債権管理の高度化と延滞債権の削減

の各項目のほか、次の事項にも注力してまいります。

ア．クレジットリミット管理の改善

当組合では、特定の大口与信先に対して与信管理を徹底し、与信集中や過度の信用リスクが生じることを未然に防止するため、「クレジットリミット管理規程」「クレジットリミット運用基準」「クレジットリミット基本方針」を制定し、大口先の与信管理の徹底を図っており、この結果、大口 20 先の与信残高比率が信用組合平均を大きく下回る等一定の効果が表れております。

2022 年 10 月には、クレジットリミット額は６億円で据置いたものの、リミット超過融資が許容される場合を具体的に定め、制度運用の厳格化を骨子とする管理規程等を見直しました。

また、2024 年４月には、クレジットリミット額を６億円から５億円へ減額する一方、デフォルト時の自己資本へのインパクトに着目し、リミット対象与信から優良担保・保証でカバーされる与信を控除しました。このほか、同制度をシンプルで分かりやすくするため、与信の増加が制限される経営改善支援先をリミット設定対象から除外するとの管理規程の改訂を行いました。

今後、デフォルト時の自己資本へのインパクトに一層着目しリミット対象与信から一般担保でカバーされる与信を控除するとともに、例えば、向こう５年間程度はデフォルトのリスクが皆無な先をリミットの対象先から除外する一方、自己資本額および当期純利益の水準に照らした妥当なクレジットリミット額を改めて検討し、継続的課題として過去３年間にわたって取組んできた本制度の改善作業を終了させたい考えです。

なお、半期毎にクレジットリミット対象先の選定・管理状況について理事会に報告することで経営監視・牽制が適正に機能する態勢としております。

今後も、クレジットリミット管理の厳格な運用を実施するとともに、リミットを超過している先については超過解消に向けた具体的な計画や方針を審査会で

の審議を経て常勤理事会等で協議・策定してまいります。

イ．審査会機能の向上

審査の質を向上させるため、2018 年 11 月に貸出金決裁権限基準、審査会内規を一部改正いたしました。これにより審査会決裁基準をそれまでの総与信額６億円以上から３億円以上に減額し、厳格化した基準のもと、個別の案件審査のみならず、必要に応じ個々の大口与信先等に対する取組方針についても審査会で協議、決定することといたしました。

また、債務者区分が要管理先以下の案件、クレジットリミット超過の案件等については審査会で取組方針を決定し、信用リスクの低減を図っているほか、営業店に対して審査会への参画を求める手続きを明確化し、営業店長・融資担当者が出席の上、個社に対する方針決定や個別案件に対する与信審査を協議する機会を設けて、情報共有並びに態勢強化に取組んでおります。

2020 年３月からは、審査会の開催をこれまでの週２回から、原則、毎営業日の開催に変更しており、より一層の情報共有と迅速な決裁を可能とすることで、信用組合としての強みを十分に発揮しております。

引き続き、審査会へ上程・報告する態勢の整備を検討していくほか、大口与信先、要管理先、クレジットリミット超過先に対する取組方針の協議、検証を行い、信用リスクの把握や改善策を検討することで、審査会の機能向上に取組んでまいります。

ウ．信用格付制度の運用

当組合では、2017 年９月より、個社別取引方針を定めるとともにリスクに見合った適正な適用金利の決定に資するため、客観的な財務データを背景とする統一的な基準に基づくシステムを活用した信用格付け制度を導入しております。

今後は、信用格付け設定と自己査定を一体として営業店が行い、もって随時査定に移行する試みに取り組むとともに、個社別取引方針策定および適用金利設定のメルクマールとして信用格付け制度の実効性を向上させていく方針です。

エ．デフォルト分析による審査等管理体制の改善

当組合では、債務者区分が破綻懸念先以下にランクダウンした与信先について、ランクダウンした理由や取組経緯などを分析した上で与信審査、または期中管理に活かし、類似事案の未然防止に努めております。こうしたデフォルト分析は、営業店が起案し、融資部でその内容の妥当性を検証後、審査会に報告しております。審査会で承認された審査管理体制等の強化策については制度化し、営業部店に通知しております。

このほか、融資稟議支援システムに蓄積する否決案件や融資実行後に事故が生じた事例等の中から参考となる案件を抽出し、組合内ＬＡＮを通じて営業部店に開示しており、審査判断の高度化に取組んでおります。

今後については、現在法的破綻に陥った「総与信額 30 百万円以上かつ非保全額５百万円以上」としているデフォルト分析の対象先を見直すとともに、分析の深度を深め、審査管理上の問題点改善の実効性向上につなげていきます。

③市場リスク

市場リスクにつきましては、リスク統括部署（総合企画部）がモニタリングを行い、その結果についてＡＬＭ委員会及びＡＬＭ部会を通じて、定期的に常勤理事へ報告し、経営陣がリスク量について適切に評価・判断できる態勢としております。

変動するリスク量及び収益状況を適正に把握し、リスク量を適切にコントロールすることで、安定収益の確保に努めており、市場リスクを伴う取引に際しては、あらかじめ権限・リスク限度・執行手続きなどの市場リスクの管理プロセス及び管理責任を管理規程に定めております。

保有有価証券のリスク管理については、国内債券、転換社債、外国証券、証券投資信託、株式のそれぞれにアラームポイントを設定し、経営体力からみて過大なリスクテイクとならないよう適切な管理をしており、アラームポイントに抵触した場合には、直ちに担当役員に報告するとともに、ＡＬＭ委員会に報告し、対応策を協議・決定する体制としております。

また、市場リスクの管理手法としては、資産・負債全体の市場リスク量をＶａＲ分析によって計測し、自己資本との比較・検証を行っているほか、市場リスク量を一定の範囲内に管理するため、有価証券最大運用枠の遵守やリスク量の随時モニタリングに努めており、リスク量の上限を超えた場合は、速やかに対応策を策定の上、ＡＬＭ委員会及びＡＬＭ部会で対応を協議することとしております。

2023 年度におきましては、急激な金利上昇を踏まえ運用を見合わせるとともに、金利環境の変化への耐性を高めるためポートフォリオの見直しを行い、一部債券の売却を実施しております。

ア．ＡＬＭ手法を活用した余資運用ポートフォリオの構築（ＡＬＭ手法を活用した資産運用方針の策定・見直し）

当組合では、ＡＬＭシステムを用いて、ＧＡＰ分析、現在価値分析、ＶａＲ分析などの各種リスク分析を行っており、こうしたＡＬＭ手法をさらに活用し、資産・負債から生み出される収益の変動や、金利等の水準、ボラティリティの動向を踏まえたリスク・リターン分析を実施しております。ＡＬＭ委員会を通じて経営陣に適切に報告・提案するとともに、分析結果を基に、リスク・リターン戦略等を踏まえた資産運用方針の策定・見直しを協議しており、状況に応じて、適切に運用方針を見直し、リスクに配慮した運用を実施しております。

引き続き、各種ＡＬＭ分析を実施し、金利リスク・信用リスクに十分配慮した上で、利息収入の積上げを図ってまいります。

イ．ストレステストの実施と検証

予想し得ない金利変化が起きた場合を想定したストレステストを定期的に実施し、当組合の抱える市場リスクが自己資本に対して、どの程度の水準にあるかについて検証しており、適切なリスク管理を行っております。

また、銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）への対応として、金利水準の変動による資産･負債の経済価値あるいは収益変動リスク（⊿ＥＶＥ･⊿ＮＩＩなど）を算出・分析し、ＡＬＭ委員会及びＡＬＭ部会に報告の上、協議を行っており、適切なリスク管理を行っております。

④流動性リスク

ア．的確な資金ポジションの確保

流動性リスクを適切に管理するため、「流動性リスク管理規程」を制定し、管理指標として支払準備率を採用し、日次、週次、月次で流動性の十分性や資金の動きをモニタリングする態勢としております。的確な資金ポジションを確保するため、預金、貸出金の状況を適時・適切に把握するとともに、資金調達可能額の管理、流動性ギャップ管理等、流動性維持のための支払準備資産の管理を行っております。

また、流動性リスク顕在化時のボーダーラインを設定し、適切な資金管理を実施するとともに、調達手段・調達先の多様化などにより、流動性確保に向けた態勢整備を図っております。

イ．流動性確保を最優先とした実効性のある資金運用

当組合では、ＡＬＭデータを基に「流動性リスク管理表」を作成し、余裕資金の把握と最適な資金運用に努めております。今後も、的確な資金ポジションの確保と流動性確保に留意した資金運用に努めてまいります。

⑤オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、受動的に発生する事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、各種方針、規程、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

こうした取組みにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化し、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

また、事務リスク管理態勢の強化に係る対応として、事務ミスに関しての発生原因分析と再発防止策を検討し、常勤理事会へ月次報告するとともに、その発生原因分析と再発防止策を全店に周知することにより、類似事案の再発防止と事務処理水準の維持・向上、事務ミス発生リスクの極小化（未然防止）に取組んでおります。

事務ミスが発生した場合には、所管部署が損失を最小限にとどめるための指示と解決のための適切な対策を講じることとし、併せて再発防止に関する指導・助言を行っております。さらに、監査部の監査結果やお客様からの苦情・相談、事務ミスの報告内容等を取りまとめ、本部で情報を共有化・分析し、営業店毎の個別課題に関する臨店指導を行っております。

事務リスク管理態勢の強化は、今後も継続的に取組んでいかなければならない施策であると認識しており、引き続き、事務ミスの発生原因分析のより一層の高度化を図っていくとともに、その分析結果を本部関係各部と共有し、またその内容に応じて各部と連携した各種研修や臨店指導、実践的なポスト別研修などを検討・実践し、職員の事務スキル向上とチェック機能・相互牽制機能を有効に機能させていくことで、事務リスク管理態勢のさらなる強化を図ってまいります。

（３）法令遵守の体制の強化のための方策

法令等遵守体制の整備・強化については、経営方針の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、営業店及び本部各部にコンプライアンス担当者を配置しております。

また、毎年度にコンプライアンス・プログラム（推進計画）を策定し、体制の整備・強化に向け、推進計画の実行、結果の検証、改善策の実施を繰り返すことにより、実効性の確保に努めております。

引き続き、こうした取組みを継続し、各施策の実施状況の検証や問題点の見直し等、ＰＤＣＡサイクルに基づく評価改善を行ってまいります。また、コンプライアンス統括部職員による臨店等により、営業店への指導とモニタリングを強化し、不祥事件の再発防止策の徹底を図ってまいります。

こうした取組を通して、役職員一丸となってコンプライアンスへの意識を高め活動しておりましたが、2023 年９月、すでに退職した職員がお客様のローンカードを無断で使用している事件が発覚いたしました。その事件を受け、調査を実施しましたところ、過去に余罪が存在していたことが判明いたしました。また、当時、少なくとも一部の役員は不祥事件と認識していたにも関わらず、監督官庁へ届け出ることをしておりませんでした。

これを受け、当組合では、第三者委員会を設置し、さらなる詳細な調査と組合として早急に対策を講じることといたしました。今後は、特定の役員の影響力が強く行使されること及び相互牽制体制が機能不全に陥ることを防止し、コンプライアンス統括部署の独立性を確保するため、総務人事部の下にあったコンプライアンス統括課を部に昇格させ、同部をコンプライアンス委員会直轄の組織といたしました。

①コンプライアンス委員会の機能強化

当組合では、コンプライアンス委員会を原則毎月開催しております。同委員会については、「コンプライアンス委員会付議事案の審議要領」及び「コンプライアンス委員会における賞罰委員会送致基準」を定め、コンプライアンスに抵触する各事案に対し公平・公正な判断を下すとともに、コンプライアンスに抵触する事案の改善対応策・再発防止策のほか、事務ミス・苦情等の問題点の整理、原因分析・是正措置・再発防止策についても同委員会で検討し、職員への周知を行っております。加えて、コンプライアンス関連規程・業績評価等についても活発に議論しており、同委員会の機能を発揮するよう努めております。

②マネー・ローンダリング等防止態勢の強化

当組合では、2022 年 11 月から同年 12 月にかけて「金融庁マネロンターゲット検査」を受検しており、以降、当該検査における指摘事項に係る改善対応に取組んで参りました。主要な取組みとして、次のことを実施いたしました。

- 2023 年３月末に「リスク評価書」、「リスク評価書作成手順書」を改訂
- 同年９月末に「基本規程」、「顧客管理要領」、「顧客管理方針」、「顧客受入要領」、「疑わしい取引届出取扱要領」等の各要領の改訂を実施し、マネロンガイドラインで「対応が求められる事項」への対応
- 「リスク評価書」及び「リスク評価書作成手順書」では、当組合で取扱う商品・サ

ービス個々について、リスクの特定・評価・低減措置を実施し、個別具体的な項目まで細分化

- 「基本規程」では、当組合の組織体制の見直しを実施、経営陣や統括管理責任者、統括管理者、統括管理部門及び所管部門の役割分担を規定し、迅速なマネー・ローンダリング対応が可能となる体制の構築
- 「顧客管理要領」では、取引モニタリング・フィルタリング等、「継続的顧客管理」に係る手順・期中管理等を中心に、顧客取引部門がこれら業務に円滑に取組めるよう格付区分表を規定、リスクランク毎の追加情報の更新・収集・分析・報告・承認手続を明確化
- 顧客情報の更新については、取引時確認等、顧客取引部門による確認を実施しており、対応ができない顧客についてはDM発送（個人・法人）、ＡＴＭ、ポスター、ＨＰ等を利用した告知にも傾注

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への高度化対応として、経営陣の積極的な関与が求められる中、2023 年７月には全国信用組合中央協会主催の「信用組合のマネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策態勢整備に関する経営者向け説明会」（Ｗｅｂ）に全常勤役員が出席しており、統括管理部門職員についても、同協会主催の研修・説明会には全て参加、他の信用組合のＡＭＬ／ＣＦＴ担当者とも意見交換、情報共有を図っております。さらに、同年 11 月には、統括管理部門主催の「コンプライアンス担当者連絡協議会」（Ｗｅｂ）にて担当役員が講師となり、継続的顧客管理に係る概要を営業店向けに実施しております。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の浸透及び職員の育成面では、これまでに通信講座「マネロン対策講座」を修了した営業店管理職、窓口係長等の職員を対象に検定試験「ＡＭＬ／ＣＦＴスタンダードコース」の受験を実施、当該通信講座につきましては、今後も実施の予定としております。この他、山梨県信用組合協会主催の外部講師によるＡＭＬ／ＣＦＴ研修も営業店窓口係長を対象に実施しており、外国人取引やＰｅｐｓ等への認識向上を図っております。

また、担当役員、関連部署で構成するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に係るプロジェクトチームを立ち上げ、必要な協議を行うとともに、コンプライアンス統括部にＡＭＬ／ＣＦＴオーディター及びオフィサーの資格を保有する職員を配置しております。

さらに、コンプライアンス・プログラムに「マネー・ローンダリング等防止態勢の強化」を盛り込み、コンプライアンス担当者連絡協議会や外部講師によるＷｅｂ研修会の実施、啓発ビデオ研修や理解度テストの実施、コンプライアンス統括部職員の臨店指導などを通じて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に対する態勢強化を図っております。

なお、外国送金については、お客様から徴求した関係書類をイメージ管理システムに登録し、氏名・国籍・送金先国名などにより、検索が可能な状態によるデータ保存を実施しているほか、外国人の取引時確認において、在留期限を管理項目へ新たに追加するなど、態勢強化に取組んでおります。

こうした取組みをリスクの特定や評価対応に活かしていくとともに、リスクに見合ったリスク低減策を講じ、関連部署と連携してマネー・ローンダリング等防止態勢の

強化を図ってまいります。
2024年３月を期限とした体制整備については、全項目で対応を完了しており、今後は規程・要領に規定した内容の実効性・有効性への対応検証を行い、マネー・ローンダリング防止対応の更なる強化を図ってまいります。

③リーガルチェック態勢の強化
取扱業務や商品内容の多様化・複雑化が進むなか、お客様からの信用・信頼を得るためには、取扱業務や商品の法的適合性を確保し、トラブルや訴訟案件の発生を未然に防止することが重要となっております。
このため、コンプライアンス統括部を中心に顧問弁護士とも連携し、「リーガルチェック規程」に則ったチェックを実施するとともに、新たな法改正や制度改正等に係る情報について、逐次営業店に発信し、リーガルチェック体制の強化に向けて取組んでまいります。

④コンプライアンス担当者連絡協議会の機能向上
コンプライアンス・プログラムの実効性の向上に努めるため、全部店に配置したコンプライアンス担当者による全部店における法令等遵守への取組推進とコンプライアンス・プログラムの進捗状況の確認を目的とした「コンプライアンス担当者連絡協議会」を設置し、定期的に開催しております。
なお、これまで一部常勤役員のみの出席に留まっていました「コンプライアンス担当者連絡協議会」に常勤役員全員が出席し、各々コンプライアンスに関する取組み姿勢を説明することとし、実効性の向上を図りました。
また、営業店等におけるコンプライアンス上の課題や問題点等を調査、分析し、その結果を基に活発な意見交換を実施し、相互理解の場となるよう取組んでおり、同協議会の機能向上に努めてまいります。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策
①全信組連による経営指導、全国信用組合監査機構の監査受査
経営に対する評価の客観性を確保するため、全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、年に１回の全国信用組合監査機構監査を受査しております。
これにより、当組合の経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めてまいります。
また、監査法人による監査も受査しており、決算内容の透明性を図るとともに、助言を受け改善に取組んでおります。

②経営諮問会議
当組合では、理事会の諮問機関として、外部有識者で構成される「経営諮問会議」を2010年に設置し、半期に１回、定期的に開催しております。2018年度からは、元大学教授（金融機関ＯＢ）、公認会計士、地元経済界２名、金融機関の役員経験者の計５名の有識者で構成しております。
当会議につきましては、外部有識者より経営全般について助言・提言をいただき、これを経営に反映させることにより、経営の客観性・透明性を確保し、コーポレート・

ガバナンスを強化することを目的としております。

今後も客観的な立場で評価・助言をいただき、経営に適切に反映してまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

当組合は、「ディスクロージャー・ポリシー（情報開示に関する基本的な考え方）」を制定・公表し、適時・適切かつ透明性の高い情報開示を行うとともに、同ポリシーに基づき、お客様に、より充実した内容でよりわかりやすく情報開示するよう努めております。

ディスクロージャー誌につきましては、決算期毎に法令で定められた開示内容以外に、基本理念、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢の状況をはじめ、地域貢献に関する情報等、当組合を理解していただくための経営情報を分かりやすく伝えられるように作成し、営業店窓口に備え置くほか、当組合のホームページ上で広く公開しております。また、９月期には経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様な方法で開示しております。

今後とも、お客様に当組合の経営に対する理解を深めていただき、経営の透明性を確保することを目的として、迅速かつ充実した経営情報を開示するとともに、積極的な営業活動に取組んでまいります。

６．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

①地域状況及び基本方針

当組合といたしましては、上記、「４．（１）②主たる営業地域の現状」に記載の状況の中、このような経営環境の時こそ、当組合の果たすべき役割が増してくるものと考えており、前述しました基本戦略の一つひとつを着実に実践し、地域で営業する中小規模事業者の皆様の本業支援や経営改善に向けた積極的な支援に努めてまいります。

②目標計数

計画期間中において、地域の中小規模事業者の皆様に対する積極的な金融支援に努めてまいりますが、この間、ゼロゼロ融資の償還により年間 27 億円程度残高が減少するほか、債権売却を中心に毎期 20 億円程度の不良債権処理（オフバランス化）を実施することとしており、2027 年３月期（計画終期）における中小規模事業者向け貸出残高は、計画始期（2024 年３月期）対比で、約 43 億円程度の減少を見込んでおります。

【　中小規模事業者向け貸出残高の推移　】

（単位：百万円、％）

	2021/3 期 実績	22/3 期 実績	23/3 期 実績	24/3 期 実績	24/9 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	117,684	120,209	122,084	118,141	115,923
総資産	428,084	431,045	422,950	404,552	398,109
中小規模事業者向け貸出比率	27.49	27.88	28.86	29.20	29.11

	25/3 期 計画	25/9 期 計画	26/3 期 計画	26/9 期 計画	27/3 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	115,736	114,946	114,750	113,959	113,763
総資産	394,070	390,636	387,201	384,308	381,414
中小規模事業者向け貸出比率	29.36	29.42	29.63	29.65	29.82

（注）・中小規模事業者向け貸出比率　＝　中小規模事業者向け貸出残高　÷　総資産
・中小規模事業者向け貸出とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第１における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

【　経営改善支援等取組み推移　】

（単位：先、％）

	2021/9 期 実績	22/3 期 実績	22/9 期 実績	23/3 期 実績	23/9 期 実績	24/3 期 実績
経営改善支援等取組先数	430	462	462	473	594	577
創業・新事業開拓支援先	36	37	45	57	74	60
経営相談先	188	193	185	178	248	230
早期事業再生支援先	70	86	94	102	143	155
事業承継支援先	8	19	10	7	2	3
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	128	127	128	129	127	129
期初債務者数	4,661	4,661	4,527	4,527	4,394	4,394
支援取組率	9.22	9.91	10.20	10.44	13.51	13.13

	24/9 期 計画	25/3 期 計画	25/9 期 計画	26/3 期 計画	26/9 期 計画	27/3 期 計画
経営改善支援等取組先数	579	591	603	608	623	630
創業・新事業開拓支援先	55	58	60	60	62	65
経営相談先	233	238	240	245	250	250
早期事業再生支援先	156	158	160	160	163	165
事業承継支援先	5	5	8	8	10	10
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	130	132	135	135	138	140
期初債務者数	4,108	4,108	4,000	4,000	3,900	3,900
支援取組率	14.09	14.39	15.08	15.20	15.97	16.15

（注）・期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共団体」「雇用・能力開発機構等」「個人（住宅・消費・納税資金等）」を総債務者数から除いた数といたします。
・「経営改善支援等取組先」とは以下の取組み先といたします。
（1）創業・新事業開拓支援先
信用保証協会保証付「起業家支援融資」を取扱った先、新事業展開をサポートする先
（2）経営相談先
経営改善指導に係る助言等を継続的に行っている先
（3）早期事業再生支援先
経営改善計画の策定を支援し継続してフォローしている先（計画策定中、策定済み）、中小企業活性化協議会と連携して事業再生を継続して支援している先
（4）事業承継支援先
事業承継に係る相談に対し相談等を行った先
（5）担保・保証に過度に依存しない融資推進先
資金繰りの円滑化に向けＡＢＬ手法の活用を行った先

（2）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

①中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

信用供与体制の充実・強化に向けて、役職員が一丸となり、信用組合の原点である相互扶助の精神に基づき組合員に寄り添う営業活動を積極的に展開し、中小規模事業者等のお客様への訪問営業を徹底しております。

また、営業統括部コンサルティング営業課を中心に成長分野への貸出推進に向けた取組み、外部機関との連携、及びコンサルティング機能の発揮による金融面での支援に取組むとともに、経営改善や事業再生等支援を必要とするお客様に対しましては、融資部融資課内の企業サポート担当職員が、実際にお客様を訪問し、経営の課題等について解決に向けた協議を行っております。

このうち、経営改善計画の策定を要するお客様に対しましては、当該部署が再生支援のノウハウを活かし、必要により外部の専門家とも連携しつつ、同計画の策定をサポートしております。

加えて、このような取組みに対応するには、職員のスキルアップ（営業力、提案力、コンサルティング能力等）が必要であることから、ＯＪＴや外部機関・外部専門家による研修を実施し、さらなる人材育成に積極的に取組んでおります。

このため、融資担当者及び役席者の審査・管理能力等のスキルアップを目的に、全国信用組合中央協会や山梨県信用組合協会が主催する研修会に積極的に職員を派遣しております。

また、当組合職員を講師とした融資スキルアップ研修等を通じて営業店職員のレベ

ルアップに努め、目利き力の向上を図っておりますが、戦力化のための人材育成は不足しており、外部機関・外部専門家を活用した人材育成が必要と認識しております。

今後も、外部機関・外部専門家を活用し、全店に導入しておりますＴＶ会議システムを利用した研修等を開催し、企業の強みの掘り起こしや収益確保の方策等、お取引先の状況把握に長けた人材の育成に努めるとともに、研修後のフォローアップ方法も検討し、業務への浸透を図ってまいります。

なお、中小規模事業者向け貸出の増強については、営業統括部が計数目標管理を行っており、適時適切なフォローアップを実施して計画の達成状況把握に努めております。

②担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

ア．動産担保融資への取組強化（外部専門家と連携した研修の実施）

動産担保融資への取組みにつきましては、商用車担保ローン、太陽光発電設備のガイドラインを作成し、太陽光発電設備の動産担保等の設定を行うなど積極的に対応するとともに、本部主導で在庫や売掛債権を担保とした動産担保融資の取扱いを指導し、営業部店での活用を進めてまいりました。

また、知的財産の活用につきましては、「知財ビジネス評価書作成支援」の公募情報を営業店に通知し活用を促すとともに、やまなし産業支援機構知財総合支援窓口事業を活用し、知財専門家（弁理士）派遣サポートなどを行っており、知的財産を活かした担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等に取組んでおります。

今後も引き続き、外部専門家と連携しながら、研修会等を開催し、積極的な活用を促すとともに、同行訪問等によるＯＪＴを実施するなど、動産担保融資への取組強化を図ってまいります。

イ．経営者保証ガイドラインを踏まえた融資への取組み

経営者保証に関するガイドラインにつきましては、「経営者保証に関するガイドラインの適用マニュアル」を策定し、各営業店の管理職及び営業担当者全員を対象に説明会を開催し周知徹底を図っております。

また、「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、新たに「経営者保証に関するガイドライン」の特則が策定されたことを受け、事業承継時の経営者保証におきましては、原則、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めない取扱いとしております。

引き続き、同マニュアルの趣旨を踏まえた上で、中小規模事業者への新規融資に対する適用、回収局面における保証解除等に対して真摯に取組んでまいります。

③中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当組合では、中部横断自動車道の静岡県側の開通、リニア中央新幹線の開通の期待などを見据えた活動を行うとともに、コロナ禍の影響が比較的少なかった建設業や不動産業等に対する信用供与に取組んでまいりました。2023 年度には、日本政策金融公庫と提携した「けんみん信組地方創生ローン（ＣＬＯ融資）」の取り扱いにより、幅広い業種に対して金融支援を実施いたしました。また、脱炭素社会に向けた支援として環境分野、物流拠点化が期待される物流分野に対する商品開発に取組むとともに、当該商品の利用促進を図ってまいりました。

今後も、各商品のＰＲを強化するとともに、地道な訪問活動による情報収集やニーズの掘り起こし、お客様にとって最適なサービスの提供、きめ細かな金融サービスの展開により推進を図っていくほか、お客様の利便性向上の観点から商品自体の見直しについても検討してまいります。

ア．環境分野における推進方策

環境分野に関しては、事業者向けの「けんみん信組 エコサポート融資」、個人向けの「エコ住宅ローン」、「リフォームローン　エコ・アシスト」、「ソーラー住宅ローン」等を販売し、また 2021 年 12 月には事業者向け「木造木質化資金」を新たに販売し、推進を図っております。

世界的な環境問題に対し、サプライヤーも含めたサプライチェーン全体での脱炭素化に向けた取組みは加速しております。カーボンニュートラルの実現に向けた事業者のグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の取組みとして、省エネ対策や再生可能エネルギーの活用など脱炭素経営に対する関心も高まっております。引き続き、自治体や地域産業と連携し、これらの商品の利用促進に取り組むとともに、地域資源の活用やＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）要素を考慮した関連商品の開発・検討を進めていくことで地域経済エコシステムの核となってまいります。

イ．物流分野における推進方策

物流分野に関しては、労働力不足への対応や温室効果ガスの排出量を削減するカーボンニュートラルを推進しており、環境負荷の低減および省人化・自動化機器への転換・促進等の物流ＤＸを支援してまいります。また、インターネットを通じた消費者の需要の高度化・多様化に伴う貨物の小口化・多頻度化等への物流の効率化などによる設備資金需要や中部横断自動車道の静岡県側の開通により、山梨県内における輸送拠点としての倉庫建設などの資金需要に対して積極的に推進してまいります。

（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

①創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策

新規顧客創造（各業界団体との交流、商工会との連携拡大、独自商品の充実、ハンズオン支援、ニーズに合った商品開発等）に向け、当組合では、「山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォーム」のネットワークの活用や関係機関との個別連携により、各機関等との創業・新事業支援のための連携協力に取組んでおり、各関係機関が開催する創業者向けのセミナーや相談会等を通じてお客様に情報提供を行っており

ます。
　中小規模事業者向けの国や県の補助制度につきましても、関東経済産業局や山梨県産業労働部等との連携や山梨県中小企業団体中央会、山梨県よろず支援拠点、甲府商工会議所等の各団体が主催する説明会・会議に出席し情報収集に努め、お客様からの補助金活用相談への対応や補助金申請へのサポートに取組んでおります。
　資金供与につきましては、創業・起業を対象にした山梨県信用保証協会の保証制度「起業家支援融資」を積極的に活用し、新規貸出先の開拓推進に取組んでまいりました。
　今後も、こうした連携を活かして、営業統括部コンサルティング営業課がコンサルタント機能発揮の拠点となり、各営業店とのネットワークを有効に発揮し、創業・新規事業への支援に取組み、新規顧客創造に結びつくよう活動してまいります。
　当組合では、県や各市町村の取組みに基づく構想や事業推進へ積極的な参画を行っており、産業面では「山梨県産業立地推進員」として、県との地域情報の共有を進めるとともに、「山梨県ＩｏＴ推進ラボ」事業では構成機関として事業に参画しており、各営業店の営業店長をはじめ、営業統括部コンサルティング営業課がメンバーとして協力してまいりました。
　また、総合戦略の主要事業となる移住・定住促進施策では、山梨県との協定に基づき、各営業店及び営業統括部コンサルティング営業課に「移住・定住相談窓口」を設け、相談対応を開始するとともに、県の「甲斐適生活応援隊」の構成機関として参画するなど、定住促進に向けた活動に協力をしております。
　生活環境面におきましては、山梨県との「地域の高齢者等の安心・安全な生活環境づくりに向けた協定」に基づき、異常発見通報や安否確認など、県内全域で地域の見守り活動を実施しております。
　さらに、市町村総合戦略の「しごと創生」の一つの柱となる創業支援に関する市町村との連携におきましては、各市町村の認定計画に基づき、各営業店及び営業統括部コンサルティング営業課で創業相談を実施するとともに、市町村が開催する創業等の個別相談会に職員を派遣して相談対応を実施するなど、様々な対応を行っております。
　今後も関係営業店及び各市町村と連携した創業融資相談を積極的に実施するとともに、中小規模事業者への支援など地域密着型の金融機関としての特性を活かして、地域のまち・ひと・しごと創生に取組み、地方創生での連携推進を図ってまいります。
　地域経済の発展なくして、当組合の発展はなく、地域の経済活動や産業活動を金融面から支えるべく、営業統括部コンサルティング営業課を中心に、地方創生へ向けて積極的に取組んでまいります。

②経営に関する相談その他の取引先（個人事業主を含む）の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策
　取引先企業に対する定期的なモニタリング実施により、お取引先が抱える経営課題をいち早く察知し、早期解決によるお取引先の財務状況の改善に努めております。
　当組合は、「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新等支援機関に認定されており、商工団体等関係機関と緊密な連携のもと、中小規模事業者の経営革新への支援、新事業展開への支援及び経営力向上のための支援並びに創業支援等に取組んでおります。また、認定支援機関として外部機関・外部専門家との連携により中小規模事業

者の経営改善支援への取組強化を図るため、各行政機関が個別に実施する各種支援策の有効活用に取組んでおります。
引き続き、山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォーム及び山梨県よろず支援拠点等が行っている支援事業の活用を営業店へ周知するとともに、各種補助金申請及び専門家派遣等のサポートに積極的に取組み、認定支援機関としてのきめ細かなコンサルティング機能の発揮に取組んでまいります。

③早期の事業再生に資する方策
当組合は、経営改善・事業再生が必要と判断する事業者に対して、所管部署である融資部融資課サポート担当を中心に外部の専門家や支援機関と連携を図り、きめ細かな経営改善および早期事業再生支援に積極的に取組んでおります。
中小規模事業者への訪問等を通じた業況モニタリングや決算内容、キャッシュフローの検証等などの財務分析により経営改善・事業再生計画の策定支援を実施しており、毎期初めに経営改善・事業再生計画策定支援の重点先を選定し、融資部が進捗管理を行っております。
また、事業者に対する本業支援体制を構築するため、融資部と営業統括部で構成する「経営改善サポート委員会」を設置し、外部の専門家や支援機関と連携強化を図り、積極的な支援を実施してまいりました。
今後につきましては、融資部は営業部店職員が経営改善・事業再生支援の本旨を十分理解するよう、また経営改善計画策定の進捗状況を適切に管理できるよう規程を改訂するとともに、Ｗｅｂ研修により規程改訂の趣旨を組織全体に浸透させ、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援が実現できるよう取組みを強化してまいります。
また、役員、または融資部長等と経営者の面談により取引先の経営改善にかける本気度を確認する、および再生可能性に係る組織的検討を行うといった支援先選定の合理的なプロセスを導入し、引き続き補助金申請支援等本業支援による改善支援や、ＤＤＳ等による財務状況改善支援等の有効な支援策を提供することにより、経営改善支援の実効性を高めてまいります。

④事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
事業承継支援態勢の構築（外部連携による相談会・研修の実施、優先対応が必要な先への取組み）に向けて取組んでおります。
県内企業においても後継者不在となっている事業者が多くなっており、事業承継の問題は、当組合のお取引先であります中小規模事業者にとって喫緊の課題となっていることから、当組合としても積極的に取組む必要があると認識しております。
このため、営業店のモニタリングを通じて支援ニーズの情報収集を強化し、訪問相談に注力しているほか、事業承継・引継ぎ支援センター等の外部支援機関と連携し、お客様への情報提供や専門家による無料相談会等の斡旋などに取組んでおります。
また、山梨県産業労働部が中心となって設置した「山梨県事業承継ネットワーク会議」へ参画し、各営業店が「事業承継診断シート」の作成に取組んでおり、各営業店から提出された診断票を基に優先対応先を選定し、それぞれの対応方針を決定の上、事業承継支援を実施してまいりました。

引き続き、「事業承継診断シート」の作成を進めるとともに、優先対応先の洗い出しと対応を進めていくほか、廃業も視野に入れているお取引先には、事業承継・引継ぎ支援センターの事業引継ぎ窓口を利用した善後策やM&Aの支援に取組んでまいります。

7．全信組連による優先出資の引受に係る事項

全信組連に引受していただいた優先出資の内容、払込金額の総額、発行口数、１口当たり払込金額、発行の方法及び資本計上額は以下のとおりです。

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．申込期日（払込日）	２００９年9月３０日（水）
３．発行価額 非資本組入額	１口につき２０，０００円（額面金額１口１，０００円） １口につき１０，０００円
４．発行総額	４５，０００百万円
５．発行口数	２，２５０，０００口
６．配当率	ＴＩＢＯＲ＋１．５４％（発行価額に対する配当率）
７．累積条項	非累積的
８．参加条項	非参加
９．残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ①　優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ②　優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③　①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④　残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

８．剰余金の処分の方針

（１）基本的な考え方

当組合は、地域協同組織金融機関として、取引先及び優先出資者の皆様から出資金をお預かりして金融事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしております。

収益状況につきましては、経営強化計画の終期において達成されるべき経営改善目標であるコア業務純益（収益性を示す指標）や業務粗利益経費率（業務の効率を示す指標）は計画を達成したものの、依然として繰越損失金の解消には至っておりません。

今後も引き続き、厳しい経営環境状況が続くと認識しており、優先出資配当につきましては、2030 年３月期までに繰越損失金を解消し、以降、安定した配当を実施していく方針であります。

今後は、４つの基本戦略（「質の高い金融サービスの提供による安定収益の確保」、「業務の合理化・効率化」、「事業の再生等に向けた取組みの強化」、「人材育成の強化と活力のある組織の構築」）に基づく施策を確実に実行し、配当実施に向けて総力を挙げて取組んでまいります。

なお、役員に対する賞与につきましては、今後も期限を定めず当面の間支給は行いません。

（２）財源確保の方針

当組合は、収益力の強化を強力に推し進め、安定した利益を確保することにより、優先出資の返済を目指してまいります。

繰越損失の早期解消を目指し、2030 年３月期からは、利益の積み上がりに応じて一定の普通出資配当を実施することを計画しております。

また、2030 年３月期以降、優先出資の早期返済に向けた剰余金の積み上げを実現していく所存であり、2033 年３月末には、優先出資返済が可能となる 225 億円を超える利益剰余金を見込んでおり、現在、出資金として計上している同額の優先出資金と併せて返済を行う計画としております。

【　利益剰余金の推移　】

（単位 ： 億円）

	24/3 期 実績	25/3 期 計画	26/3 期 計画	27/3 期 計画	28/3 期 計画	29/3 期 計画
当　期　純　利　益	4	5	4	5	29	68
利　益　剰　余　金	△224	△219	△214	△209	△179	△111
その他利益剰余金	△224	△219	△214	△209	△179	△111
優先出資消却積立金	―	―	―	―	―	―

	30/3 期 計画	31/3 期 計画	32/3 期 計画	33/3 期 計画
当　期　純　利　益	122	162	150	181
利　益　剰　余　金	10	163	306	478
その他利益剰余金	10	163	289	434
優先出資消却積立金	―	1	6	66

９．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（１）経営管理に係る体制

①経営強化計画の確実な履行の確保（経営強化計画等進捗管理委員会の機能強化）

経営強化計画の進捗管理につきましては、役員・本部部長を委員とする「経営強化計画等進捗管理委員会」を毎月開催し、計画の履行状況を管理しております。

同委員会では、計画並びに計画に掲げる施策に係る進捗状況の把握・確認及び評価を行うとともに、必要に応じて改善策等を協議する体制としており、現状の把握・分析及び今後の対応について役職員が一体となって協議し、計画達成に向けて取組んでおります。

また、同委員会では、

A) 基幹店長会議における協議結果の報告及び個別営業店毎の課題に対する取組状況の把握と本部の指導内容の適切性の検証

B) 委員会において出された改善対応策や役員からの指示事項については、所管部署より、その対応状況・改善策の取組状況等を次回以降の委員会における協議項目として説明・報告することを必須とし、継続して委員全体で協議を行う

C) 確実にトレースを行う枠組みとして、「施策への取組み」－「進捗協議」－「改善策検討」－「施策・改善策への取組み」といったＰＤＣＡサイクルの実践

を行っており、会議の概要は全営業店長に開示し、情報の共有化に努めております。

さらに、今後は各種施策の効果を客観的に評価し、対応策の有効な見直しに繋げるための議論を深め、会議の実効性確保に努めてまいります。

②内部監査体制の充実

ア．内部統制基本方針

当組合は、業務の健全性・適切性の確保並びに経営の透明性の向上を図るための経営管理態勢を確保しております。

理事会は、「内部統制基本方針」のほか、これに基づく「法令等遵守基本方針」及び「統合的リスク管理規程」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することにより、適切な業務運営の確保に努めております。

イ．内部監査体制の充実（ＰＤＣＡサイクルの実践による内部監査の充実、監査員の専門知識・監査能力の向上）

理事会は「内部監査基本方針」を制定するとともに、内部監査部門である監査部を理事会直轄の組織として、その独立性を確保しております。

監査部は、当方針に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点が発見された場合には指摘のみにとどまらず、被監査部門と関連所管部に問題点に対する改善の提言を行っております。

営業部店を対象に実施する定例監査において、事務ミス等の発生頻度や経営への影響度を考慮した上で、一部分野を重点的に検証する「テーマ監査」を取り入れており、組織横断的に事務ミス等の発生の真因を明らかにし、「事務改善・監査報告協議会」を通じて本部関連部署と問題点等の共有と改善対応策の協議を行い、

フォローアップ検証により策定した改善対応策の実効性を評価し、見直しをする一連のＰＤＣＡサイクルを実践していくことにより、内部監査機能のさらなる充実に取組んでまいります。

「テーマ監査」の継続的な実施に加え、部店ごとのリスクアセスメントを踏まえたリスクベース監査の導入も順次進めてまいります。

併せて、限られた人的資源の中で内部監査部門がその役割を確実に果たせるよう、営業店及び本部関連部署と連携し、機能分担を図るとともに、多様なリスクの現状を反映した監査項目の随時見直し、監査担当者の専門性・監査能力向上、将来的な監査人材育成の取組み等を進め、より一層効果的かつ効率的な内部監査体制の構築に努めてまいります。

（２）各種のリスク管理の状況

当組合では、理事会が定める「リスク管理方針」のもと、各種リスクについて適切なリスク管理態勢の整備・確立に努めております。各種リスク全般を管理する「ＡＬＭ委員会」の組織体制、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、オペレーショナル・リスク管理態勢については、「５．（２）リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

１０．経営強化のための計画の前提条件

（１）金　利

金利見通しについては現状判断が難しいものの、日銀の金利政策の転換を視野に入れ、金利は上昇するとしております。

（２）株　価

実際の株価変動は経済動向や他の要因に大きく左右されるため未知数な部分が多いが、株価の割高感はいずれ解消が見込まれるため、上昇基調に戻ることを想定。

（３）為　替

現時点で為替相場を判断するのは難しい状況であるが、先行きの見通しについては、円安傾向が継続するものとしております。

【　前提条件　】

（単位　：　%、円）

		2024/3 月末 実　績	24/5 月末 実　績	25/3 月末 予　想	26/3 月末 予　想	27/3 月末 予　想
金利	無担保コールO/N	0.074	0.077	0.080	0.090	0.100
	１０年国債利回り　（%）	0.725	1.070	1.100	1.150	1.170
	円金利スワップレート （５年物）	0.533	0.758	0.800	0.850	0.900
日経平均株価		40,369	38,487	42,000	42,500	43,000
為替相場（円/米ドル）		151.32	157.24	170.00	175.00	180.00

以　上

内閣府令第８１条第１項第１号に掲げる書類

○　最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

別紙様式第２号（第15条関係）

第７１　期（令和　６　年　３　月　３１日現在）貸　借　対　照　表

令和　６年　９月　10日　作成
令和　６年　10月　24日　備付

住　　所　山梨県甲府市中央４丁目８番２号ウエスギビル2階
信用組合名　山　梨　県　民　信　用　組　合
理　事　長　南　　邦　男　　印

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金	**4,883,098** 千円	**預金積金**	**391,384,788** 千円
預け金	**153,840,230**	当座預金	4,843,589
買入手形	**－**	普通預金	154,192,740
コールローン	**－**	貯蓄預金	61,060
買現先勘定	**－**	通知預金	2,125
債券貸借取引支払保証金	**－**	定期預金	210,738,487
買入金銭債権	**－**	定期積金	11,111,726
金銭の信託	**－**	その他の預金	10,435,058
商品有価証券	**－**	**譲渡性預金**	**－**
商品国債	－	**借用金**	**32,585**
商品地方債	－	借入金	32,585
商品政府保証債	－	当座借越	－
その他の商品有価証券	－	再割引手形	－
有価証券	**40,585,115**	**売渡手形**	**－**
国債	6,792,450	**コールマネー**	**－**
地方債	－	**売現先勘定**	**－**
短期社債	－	**債券貸借取引受入担保金**	**－**
社債	31,165,473	**コマーシャル・ペーパー**	**－**
株式	331,230	**外国為替**	**－**
その他の証券	2,295,961	外国他店預り	－
貸出金	**198,876,492**	外国他店借	－
割引手形	461,582	売渡外国為替	－
手形貸付	19,141,907	未払外国為替	－
証書貸付	174,564,450	**その他負債**	**1,275,615**
当座貸越	4,708,551	未決済為替借	152,304
外国為替	**－**	未払費用	208,679
外国他店預け	－	給付補填備金	7,206
外国他店貸	－	未払法人税等	11,670
買入外国為替	－	前受収益	132,176
取立外国為替	－	払戻未済金	286,442
その他資産	**4,351,294**	職員預り金	157,845
未決済為替貸	67,690	先物取引受入証拠金	－
全信組連出資金	2,590,000	先物取引差金勘定	－
前払費用	－	借入商品債券	－
未収収益	436,427	借入有価証券	－
先物取引差入証拠金	－	売付商品債券	－
先物取引差金勘定	－	売付債券	－
保管有価証券等	－	金融派生商品	33,884
金融派生商品	－	金融商品等受入担保金	－
金融商品等差入担保金	－	リース債務	1
リース投資資産	－	資産除去債務	263,728
その他の資産	1,257,176	その他の負債	21,676
有形固定資産	**7,186,887**	**賞与引当金**	**66,201**
建物	1,400,577	**役員賞与引当金**	**－**
土地	4,946,697	**退職給付引当金**	**－**
リース資産	－	**偶発損失引当金**	**17,184**
建設仮勘定	21,274	**固定資産解体費用引当金**	**216,363**
その他の有形固定資産	818,339	**その他の引当金**	**6,098**
無形固定資産	**108,043**	**繰延税金負債**	**－**
ソフトウェア	－	**再評価に係る繰延税金負債**	**270,525**
のれん	－	**債務保証**	**219,385**
リース資産	－	**負債の部合計**	**393,488,747**
その他の無形固定資産	108,043	（純資産の部）	
前払年金費用	**－**	**出資金**	**34,068,545**
繰延税金資産	**－**	普通出資金	5,168,545
再評価に係る繰延税金資産	**－**	優先出資	28,900,000
債務保証見返	**219,385**	**優先出資申込証拠金**	**－**
貸倒引当金	**△ 5,497,820**	**資本剰余金**	**－**
（うち個別貸倒引当金）	（△ 4,535,186）	資本準備金	－
その他の引当金	**－**	その他資本剰余金	－
		利益剰余金	**△ 22,488,498**
		利益準備金	－
		その他利益剰余金	△ 22,488,498
		特別積立金	－
		（……）	（　－　）
		当期未処理損失金	22,488,498
		自己優先出資	**－**
		自己優先出資申込証拠金	**－**
		組合員勘定合計	**11,580,046**
		その他有価証券評価差額金	**△ 1,071,586**
		繰延ヘッジ損益	**－**
		土地再評価差額金	**555,518**
		評価・換算差額等合計	**△ 516,067**
		純資産の部合計	**11,063,978**
資産の部合計	**404,552,725**	**負債及び純資産の部合計**	**404,552,725**

貸借対照表の注記事項

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
ただし、旧甲府中央信用組合、旧谷村信用組合は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づく、事業用の土地の再評価は行っておりません。

(1)旧美駒信用組合の土地の再評価

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	503百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	843百万円

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める固定資産課税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出し再評価を行いました。なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△599百万円であります。

(2)旧やまなみ信用組合の土地の再評価

再評価を行った年月日	平成11年3月25日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	574百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,055百万円

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の所在地により次のいずれかの方法により評価額を算出しております。
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号(固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法)又は第2条第4号（地価税の課税対象価格（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法）による。

なお、同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△754百万円であります。

４．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法〔ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	15年　～　50年
その他	3年　～　20年

５．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

６．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産（リース資産）の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

７．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当の基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,285百万円であります。

８．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。

９．当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びに、これらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項　（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	216,116百万円
差引額	2,962百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自　令和4年4月　至　令和5年3月）
1.840％
(3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間9年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金23百万円を費用処理しております。なお、上記(2)の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。

１０．偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

１１．固定資産解体費用引当金は、本店本部建替えに伴う将来の固定資産解体処理支出に備えるため、解体時の処理見込額を計上しております。

１２．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額をその他の引当金として計上しております。

１３．収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

１４．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

１５．会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　　5,497百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として７.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

１６．協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

１７．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
93百万円

１８．有形固定資産の減価償却累計額　　7,745百万円

１９．協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,307 百万円
危険債権額	7,675 百万円
要管理債権額	626 百万円
三月以上延滞債権額	37 百万円
貸出条件緩和債権額	588 百万円
小計額	13,609 百万円
正常債権額	185,718 百万円
合計額	199,328 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

２０．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、461百万円であります。

２１．担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	25,600百万円	
	有価証券	－	円
担保資産に対応する債務	借用金	－	円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のため10,163百万円を担保として提供しております。

２２.出資１口当たりの純資産額　　△3,450円88銭

２３．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的・純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資関係部により行われ、また、定期的に経営陣を含めた審査会や常勤理事会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、信用リスクの管理状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部ミドル部門が、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当組合は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。

ＡＬＭに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において金利リスクを把握・確認のうえ、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総合企画部ミドル部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースでＡＬＭ委員会に報告しております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に従い、行っております。

総合企画部フロント部門では、市場運用商品の運用を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、ミドル部門による継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債のリスク量をＶａＲにより計測し、そのリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理を行っております。ＶａＲによる計測にあたっては、保有期間1年、信頼区間99%、観測期間2年により算出しており、当事業年度末現在のリスク量は、2,905百万円であります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

２４．金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　預け金(＊1)	153,840	153,818	△ 21
(2)　有価証券			
満期保有目的の債券	5,403	5,372	△ 30
その他有価証券	34,943	34,943	－
(3)　貸出金(＊1)	198,876	－	－
貸倒引当金(＊2)	△ 5,482	－	－
	193,394	206,828	13,433
金融資産計	387,581	400,963	13,381
(1)　預金積金(＊1)	391,384	390,333	△ 1,050
(2)　借用金(＊3)	32	32	－
金融負債計	391,417	390,366	△ 1,050
デリバティブ取引(＊4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(33)	(33)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(33)	(33)	－

（＊１）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）借用金の「時価」には、帳簿価格を「時価」として記載しております。

（＊４）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で表示しております。

（注１）金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額
② ①以外については、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

【金融負債】
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借用金
借用金については、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引】
デリバティブ取引は、クレジット・デリバティブ取引であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式　（＊）	238
組合出資金　（＊）	2,594
合　計	2,833

（＊）非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２５．有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券（単位：百万円）

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
社債	600	603	3
その他	－	－	－
小計	600	603	3

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
社債	3,797	3,771	△ 26
その他	1,005	997	△ 7
小計	4,803	4,769	△ 34
合計	5,403	5,372	△ 30

（注）時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4)その他有価証券（単位：百万円）

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株式	93	35	57
債券	1,100	1,100	0
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
社債	1,100	1,100	0
その他	－	－	－
小計	1,193	1,135	57

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株式	－	－	－
債券	32,459	33,579	△ 1,120
国債	6,792	7,507	△ 715
地方債	－	－	－
社債	25,666	26,071	△ 404
その他	1,290	1,300	△ 9
小計	33,749	34,879	△ 1,129
合計	34,943	36,015	△ 1,071

（注）１．貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

２．満期保有目的の債券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価の下落率が30％以上50％未満で、債券格付がBB以下に低下しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を減損処理しております。減損処理額は、66百万円であります。

２６．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

２７．当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,307百万円	－百万円	190百万円

２８．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。（単位：百万円）

	1年以内	1 年 超 5年以内	5 年 超 10年以内	10年超
債　　券	2,299	15,606	5,287	13,878
国　　債	－	－	－	6,792
地 方 債	－	－	－	－
社　　債	2,299	15,606	5,287	7,086
そ の 他	699	1,596	－	－
合　　計	2,998	17,203	5,287	13,878

２９．当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,590百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化､債権の保全､その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

３０．繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸出金償却有税分	1,006
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,351
減損損失	393
未収利息	162
その他有価証券評価差額金	0
税務上の繰越欠損金	22,951
その他	72
繰延税金資産小計	25,937
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 22,951
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 2,986
評価性引当額小計	△ 25,937
繰延税金資産合計	－

別紙様式第３号（第15条関係）

第７１期 [令和５年４月１日から 令和６年３月３１日まで] 損益計算書

令和６年９月10日 作成
令和６年10月24日 備付

住所 山梨県甲府市中央４丁目８番２号ウエスギビル2階
信用組合名 山梨県民信用組合
理事長 南邦男 印

科目	金額	
経常収益		**4,892,988** 千円
資金運用収益	4,101,141	
貸出金利息	3,527,607	
預け金利息	188,455	
買入手形利息	－	
コールローン利息	－	
買現先利息	－	
債券貸借取引受入利息	－	
有価証券利息配当金	241,193	
金利スワップ受入利息	－	
その他の受入利息	143,885	
役務取引等収益	281,956	
受入為替手数料	92,729	
その他の役務収益	189,227	
その他業務収益	11,445	
外国為替売買益	－	
商品有価証券売買益	－	
国債等債券売却益	－	
国債等債券償還益	－	
金融派生商品収益	－	
その他の業務収益	11,445	
その他経常収益	498,444	
貸倒引当金戻入益	－	
償却債権取立益	65,217	
株式等売却益	－	
金銭の信託運用益	－	
その他の経常収益	433,226	
経常費用		**4,176,939**
資金調達費用	101,527	
預金利息	103,400	
給付補填備金繰入額	1,596	
譲渡性預金利息	－	
借用金利息	△ 4,294	
売渡手形利息	－	
コールマネー利息	－	
売現先利息	－	
債券貸借取引支払利息	－	
マーシャル・ペーパー利息	－	
金利スワップ支払利息	－	
その他の支払利息	824	
役務取引等費用	367,541	
支払為替手数料	55,284	
その他の役務費用	312,257	
その他業務費用	294,199	
外国為替売買損	－	
商品有価証券売買損	－	
国債等債券売却損	190,173	
国債等債券償還損	－	
国債等債券償却	66,380	
金融派生商品費用	36,694	
その他の業務費用	952	
経費	2,928,801	
人件費	1,591,440	
物件費	1,177,322	
税金	160,038	
その他経常費用	484,868	
貸倒引当金繰入額	391,152	
貸出金償却	218	
株式等売却損	－	
株式等償却	－	
金銭の信託運用損	－	
その他資産償却	3	
その他の経常費用	93,495	
経常利益		**716,048**
特別利益		**6,621**
固定資産処分益	6,459	
負ののれん発生益	－	
金融商品取引責任準備金取崩額	－	
その他の特別利益	161	
特別損失		**299,236**
固定資産処分損	16,305	
減損損失	5,008	
金融商品取引責任準備金繰入額	－	
その他の特別損失	277,922	
税引前当期純利益		**423,433**
法人税、住民税及び事業税	11,714	
法人税等調整額	△ 3,671	
法人税等合計		**8,043**
当期純利益		**415,390**
繰越金（当期首残高）		**△ 22,649,327**
誤謬の訂正による累積的影響額		**△ 264,207**
遡及処理後繰越金（当期首残高）		**△ 22,913,534**
土地再評価差額金取崩額		**9,645**
当期未処理損失金		**22,488,498**

損益計算書の注記事項

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

２．出資１口当たりの当期純利益　77円20銭

３．固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴い、以下の資産について減損損失を計上しております。

地　域	主な用途	主な種類	減損損失（千円）
甲府市内	遊休資産	土地、建物	904
甲府市外	遊休資産	土地、建物	4,104
合　計			5,008

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
当期においては、遊休資産の継続的な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。
回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額及び売却予定額に基づいて算定しております。

４．当該事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、293,402千円であります。

５．収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

６．当組合は資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号　2008年3月31日）に基づき、石綿障害予防規則等に伴う建物のアスベスト除去義務に係る費用を資産除去債務として計上しております。
当事業年度において、当組合所有の本店建物の建て替えにあたりアスベストの実態調査を行ったところ、当初の資産除去債務の見積りの前提条件に誤りがあることが判明したため、当該誤謬の訂正による累積的影響額264,207千円を当事業年度の期首の繰越金に反映しております。

繰越金（当期首残高）（修正前）	△ 22,649,327千円
過年度資産除去債務一括計上額	△ 264,207千円
繰越金（当期首残高）（修正後）	△ 22,913,534千円

第　７１　期（令和　５　年　４　月　１　日から 令和　６　年　３　月　３１　日まで）損失処理案

（単位：円）

科　　目	金　　額
当　期　未　処　理　損　失　金	22,488,498,955
これを次のとおり処理いたします。	
繰　越　金　（　当　期　末　残　高　）	△ 22,488,498,955

基準日	2024	3	31

第７表　単体自己資本比率

（単位：円、％）

項目	当期末	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	11,580,046,045	
うち、出資金及び資本剰余金の額	34,068,545,000	
うち、利益剰余金の額	△22,488,498,955	
うち、外部流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	962,634,551	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	962,634,551	
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第6項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第7項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	12,542,680,596	
コア資本に係る調整項目　（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	78,255,733	0
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	78,255,733	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額	0	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	0	
特定項目に係る10％基準超過額	0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15％基準超過額	0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	78,255,733	

自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	12,464,424,863	
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	156,600,604,198	
資産（オン・バランス）項目	156,437,325,623	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	0	
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス取引等項目	139,203,575	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	24,075,000	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,333,050,000	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	163,933,654,198	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.60 %	

（注）1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）における別紙様式第1号に従うものとする。

3. 自己資本比率告示第14条第3項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

（単位：千円）

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	278,623
連合会の対象普通出資等（に相当するもの）	2,590,000
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	3,610,505
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 大口与信の基準となる自己資本の額（自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：千円）

12,464,424

5. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等＝1、基礎的内部格付手法採用組合等＝2、先進的内部格付手法採用組合等＝3）

1

6. ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾅﾙ・ﾘｽｸに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）

1

計表ID	FN103	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2024	5
金融機関コード	N12377	
金融機関名	山梨県民信用組合	
担当部署	総合企画部	

都道府県名	山梨県

日 計 表

(2024年5月末現在)

(単位:円)

資産 科目	金額	負債及び純資産 科目	金額
現金	4,944,013,147	預金積金	385,009,714,443
現金	4,944,013,147	当座預金	4,484,235,786
(うち小切手・手形)	(0)	普通預金	161,291,422,215
外国通貨	0	貯蓄預金	56,870,176
金	0	通知預金	2,125,827
預け金	151,627,590,092	別段預金	1,164,009,922
預け金	151,627,590,092	納税準備預金	38,035,748
(うち全信組連預け金)	(150,544,262,893)	[小計]	167,036,699,674
譲渡性預け金	0	定期預金	207,353,044,668
買入手形	0	定期積金	10,619,970,101
コールローン	0	[小計]	217,973,014,769
買現先勘定	0	非居住者円預金	0
債券貸借取引支払保証金	0	外貨預金	0
買入金銭債権	0	[小計]	0
金銭の信託	0	譲渡性預金	0
商品有価証券	0	借用金	32,585,000
商品国債	0	借入金	32,585,000
商品地方債	0	当座借越	0
商品政府保証債	0	再割引手形	0
その他の商品有価証券	0	売渡手形	0
有価証券	40,556,701,478	コールマネー	0
国債	7,507,559,329	売現先勘定	0
地方債	0	債券貸借取引受入担保金	0
短期社債	0	コマーシャル・ペーパー	0
社債	30,969,853,168	外国為替	0
(公社公団債)	(0)	外国他店預り	0
(金融債)	(198,650,745)	外国他店借	0
(その他社債)	(30,771,202,423)	売渡外国為替	0
株式	273,827,401	未払外国為替	0
貸付信託	0	その他負債	1,107,443,138
投資信託	0	未決済為替借	81,716,839
外国証券	1,805,461,580	未払費用	208,679,645
その他の証券	0	給付補填備金	6,884,301
貸出金	195,839,892,628	未払法人税等	0
(うち金融機関貸付金)	(0)	前受収益	0
割引手形	415,151,290	未払諸税	8,841,621
手形貸付	18,405,224,988	未払配当金	0
証書貸付	172,576,875,885	払戻未済金	286,442,000
当座貸越	4,442,640,465	払戻未済持分	0
外国為替	0	厚生年金基金未払割賦金	0
外国他店預け	0	職員預り金	149,646,813
外国他店貸	0	先物取引受入証拠金	0
買入外国為替	0	先物取引差金勘定	0
取立外国為替	0	借入商品債券	0
その他資産	4,447,984,233	借入有価証券	0
未決済為替貸	32,140,997	売付商品債券	0
全信組連出資金	2,590,000,000	売付債券	0
その他出資金	4,796,200	金融派生商品	33,884,839
前払費用	0	金融商品等受入担保金	0
未収収益	436,427,227	リース債務	1,057
先物取引差入証拠金	0	資産除去債務	263,728,454
先物取引差金勘定	0	未払送金為替	0
保管有価証券等	0	仮受金	60,172,449
金融派生商品	0	その他の負債	7,445,120
金融商品等差入担保金	0	本支店勘定	0
リース投資資産	0	代理業務勘定	1,186,228
仮払金	32,241,524	賞与引当金	66,201,194
その他の資産	1,352,378,285	役員賞与引当金	0
本支店勘定	0	退職給付引当金	0
有形固定資産	7,187,775,456	役員退職慰労引当金	0
建物	1,401,140,587	その他の引当金	239,646,465
土地	4,946,697,095	特別法上の引当金	0
リース資産	0	繰延税金負債	0
建設仮勘定	21,274,000	再評価に係る繰延税金負債	270,525,706
その他の有形固定資産	818,663,774	債務保証	202,656,197
無形固定資産	108,043,259	負債計	386,929,958,371
ソフトウェア	0	純資産	12,146,999,247
のれん	0	出資金	34,079,980,000
リース資産	0	普通出資金	5,179,980,000
その他の無形固定資産	108,043,259	優先出資金	28,900,000,000
前払年金費用	0	その他の出資金	0
繰延税金資産	0	優先出資申込証拠金	0
再評価に係る繰延税金資産	0	資本剰余金	0
債務保証見返	202,656,197	資本準備金	0
貸倒引当金	△ 5,497,820,688	その他資本剰余金	0
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,535,186,137)	利益剰余金	△ 22,488,498,955
その他の引当金	0	利益準備金	0
		その他利益剰余金	△ 22,488,498,955
		特別積立金	0
		(うち目的積立金)	(0)
		繰越金	△ 184,535,000
		未処分剰余金	△ 22,488,498,955
		自己優先出資	0
		自己優先出資申込証拠金	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	555,518,202
		負債及び純資産計	399,076,957,618
		期中損益	339,878,184
合計	399,416,835,802	合計	399,416,835,802

店舗数(店舗)	31	常勤役職員数(人)	276
(うち本・支店(店舗))	31	(うち役員(人))	5
(うち出張所(店舗))	0	(うち男性職員(人))	155
出資口数(口)	5,179,980	(うち女性職員(人))	116
組合員数(人)	106,618		

計表ID	FN104	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2024	5
金融機関コード	N12377	
金融機関名	山梨県民信用組合	
担当部署	総合企画部	

都道府県名	山梨県

日 計 表

(2024年5月中平残)

(単位:円)

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
現金	5,054,127,324	預金積金	387,201,793,106
現金	5,054,127,324	当座預金	4,636,103,672
(うち小切手・手形)	(0)	普通預金	163,002,207,220
外国通貨	0	貯蓄預金	55,807,441
金	0	通知預金	2,125,827
預け金	153,940,110,507	別段預金	498,252,956
預け金	153,940,110,507	納税準備預金	40,252,402
(うち全信組連預け金)	(152,788,119,443)	[小計]	168,234,749,518
譲渡性預け金	0	定期預金	208,153,498,000
買入手形	0	定期積金	10,813,545,588
コールローン	0	[小計]	218,967,043,588
買現先勘定	0	非居住者円預金	0
債券貸借取引支払保証金	0	外貨預金	0
買入金銭債権	0	[小計]	0
金銭の信託	0	譲渡性預金	0
商品有価証券	0	借用金	32,585,000
商品国債	0	借入金	32,585,000
商品地方債	0	当座借越	0
商品政府保証債	0	再割引手形	0
その他の商品有価証券	0	売渡手形	0
有価証券	41,411,540,187	コールマネー	0
国債	7,507,559,329	売現先勘定	0
地方債	0	債券貸借取引受入担保金	0
短期社債	0	コマーシャル・ペーパー	0
社債	31,356,949,942	外国為替	0
(公社公団債)	(0)	外国他店預り	0
(金融債)	(198,650,745)	外国他店借	0
(その他社債)	(31,158,299,197)	売渡外国為替	0
株式	273,827,401	未払外国為替	0
貸付信託	0	その他負債	1,062,330,328
投資信託	0	未決済為替借	67,345,858
外国証券	2,273,203,515	未払費用	208,679,645
その他の証券	0	給付補填備金	6,952,965
貸出金	194,773,106,216	未払法人税等	10,917,096
(うち金融機関貸付金)	(0)	前受収益	0
割引手形	389,841,609	未払諸税	6,890,371
手形貸付	18,405,603,871	未払配当金	0
証書貸付	171,564,087,477	払戻未済金	286,442,000
当座貸越	4,413,573,259	払戻未済持分	0
外国為替	0	厚生年金基金未払割賦金	0
外国他店預け	0	職員預り金	147,502,257
外国他店貸	0	先物取引受入証拠金	0
買入外国為替	0	先物取引差金勘定	0
取立外国為替	0	借入商品債券	0
その他資産	4,417,875,286	借入有価証券	0
未決済為替貸	30,592,862	売付商品債券	0
全信組連出資金	2,590,000,000	売付債券	0
その他出資金	4,796,200	金融派生商品	33,884,839
前払費用	0	金融商品等受入担保金	0
未収収益	436,427,227	リース債務	1,057
先物取引差入証拠金	0	資産除去債務	263,728,454
先物取引差金勘定	0	未払送金為替	0
保管有価証券等	0	仮受金	18,819,504
金融派生商品	0	その他の負債	11,166,282
金融商品等差入担保金	0	本支店勘定	0
リース投資資産	0	代理業務勘定	1,390,782
仮払金	42,061,944	賞与引当金	66,201,194
その他の資産	1,313,997,053	役員賞与引当金	0
本支店勘定	0	退職給付引当金	0
有形固定資産	7,187,725,133	役員退職慰労引当金	0
建物	1,401,140,587	その他の引当金	239,646,465
土地	4,946,697,095	特別法上の引当金	0
リース資産	0	繰延税金負債	0
建設仮勘定	21,274,000	再評価に係る繰延税金負債	270,525,706
その他の有形固定資産	818,613,451	債務保証	205,502,608
無形固定資産	108,043,259	負債計	389,079,975,189
ソフトウェア	0	純資産	12,143,420,408
のれん	0	出資金	34,076,401,161
リース資産	0	普通出資金	5,176,401,161
その他の無形固定資産	108,043,259	優先出資金	28,900,000,000
前払年金費用	0	その他の出資金	0
繰延税金資産	0	優先出資申込証拠金	0
再評価に係る繰延税金資産	0	資本剰余金	0
債務保証見返	205,502,608	資本準備金	0
貸倒引当金	△ 5,497,820,688	その他資本剰余金	0
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,535,186,137)	利益剰余金	△ 22,488,498,955
その他の引当金	0	利益準備金	0
		その他利益剰余金	△ 22,488,498,955
		特別積立金	0
		(うち目的積立金)	(0)
		繰越金	△ 184,535,000
		未処分剰余金	△ 22,488,498,955
		自己優先出資	0
		自己優先出資申込証拠金	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	555,518,202
		負債及び純資産計	401,223,395,597
		期中損益	376,814,235
合計	401,600,209,832	合計	401,600,209,832

日 計 表（損失勘定）

（令和６年５月末現在）

山梨県民信用組合

（単位：円）

損失	
科目	金額
預金積金利息	11,007,191
預金利息	10,756,935
給付補填備金繰入額	250,256
譲渡性預金利息	0
借用金利息	0
借入金利息	0
当座借越利息	0
再割引料	0
売渡手形利息	0
コールマネー利息	0
売現先利息	0
債券貸借取引支払利息	0
コマーシャル・ペーパー利息	0
金利スワップ支払利息	0
その他の支払利息	18
人件費	241,693,924
報酬・給与・手当	193,090,637
退職給付費用	19,229,096
社会保険料等	29,374,191
物件費	170,853,520
事務費	88,030,021
固定資産費	61,067,954
事業費	19,715,420
人事厚生費	2,040,125
預金保険料	0
有形固定資産償却	0
無形固定資産償却	0
税金	46,593,164
（うち法人税、住民税及び事業税）	(40,840)
役務取引等費用	65,023,705
支払為替手数料	10,226,741
その他支払手数料	44,197,636
その他役務取引等用	10,599,328
その他業務費用	1,150,000
外国為替売買損	0
外国通貨売買損	0
金売買損	0
商品有価証券売買損	0
国債等債券売却損	0
国債等債券償還損	0
国債等債券償却	0
有価証券借入料	0
金融派生商品費用	0
雑損	1,150,000
臨時費用	26,403,122
貸出金償却	0
株式等売却損	0
株式等償却	0
金銭の信託運用損	0
その他資産償却	0
退職給付費用（臨時分）	0
その他臨時費用	26,403,122
特別損失	59,343,461
固定資産処分損	0
減損損失	0
その他特別損失	59,343,461
引当金繰入額等	0
貸倒引当金繰入額	0
（うち個別貸倒引当金繰入額）	(0)
賞与引当金繰入額	0
役員賞与引当金繰入額	0
役員退職慰労引当金繰入額	0
金融商品取引責任準備金繰入額	0
その他の引当金繰入額	0
その他	0
法人税等調整額	0
損失計	622,068,105
期中損益	339,878,184
合計	961,946,289

利益	
科目	金額
貸出金利息	795,904,665
（うち金融機関貸付金利息）	(0)
貸付金利息	791,357,758
手形割引料	4,546,907
預け金利息	63,878,460
預け金利息	63,878,460
譲渡性預け金利息	0
買入手形利息	0
コールローン利息	0
売現先利息	0
債券貸借取引受入利息	0
有価証券利息配当金	26,735,253
金利スワップ受入利息	0
その他の受入利息	9,404,448
（うち買入金銭債権利息）	(0)
（うち出資配当金）	(0)
（うち受入雑利息）	(9,404,448)
役務取引等収益	57,389,645
受入為替手数料	16,997,863
その他の受入手数料	40,013,848
その他の役務取引等収益	377,934
その他業務収益	5,321,227
外国為替売買益	0
外国通貨売買益	0
金売買益	0
商品有価証券売買益	0
国債等債券売買益	0
国債等債券償還益	0
有価証券貸付料	0
金融派生商品収益	0
雑益	5,321,227
臨時収益	3,312,591
償却債権取立益	2,761,774
株式等売却益	0
金銭の信託運用益	0
その他の臨時収益	550,817
特別利益	0
固定資産処分益	0
負ののれん発生益	0
その他の特別利益	0
引当金取崩額等	0
貸倒引当金取崩額	0
（うち個別貸倒引当金取崩額）	(0)
賞与引当金取崩額	0
役員賞与引当金取崩額	0
役員退職慰労引当金取崩額	0
金融商品取引責任準備金取崩額	0
その他の引当金取崩額	0
目的積立金目的取崩額	0
その他	0
法人税等調整額	0
利益計	961,946,289